



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 開拓地農家経営における農林提携に関する実態調査(Ⅳ)：猿払第一開拓地について  |
| Author(s)        | 加納, 瓦全; KANO, Gazen; 小関, 隆祺 他   |
| Citation         | 北海道大學農學部 演習林研究報告, 18(2), 1-52   |
| Issue Date       | 1957-03   |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/20749">https://hdl.handle.net/2115/20749</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | 18(2)_P1-52.pdf   |



# 開拓地農家経営における農林提携 に関する実態調査 (IV)

猿払第一開拓地について

加 納 瓦 全  
小 関 隆 祺  
霜 鳥 茂

INVESTIGATION ON THE ACTUAL STATES OF INTIMATE  
CONNECTION OF AGRICULTURE AND FORESTRY IN  
FARM MANAGEMENT, ESPECIALLY IN THE  
NEWLY DEVELOPED LAND IN HOKKAIDO (IV)  
A CASE OF "THE SARUFUTSU-DAIICHI-KAITAKUCHI"

By

Gazen KANO, Takayoshi KOSEKI  
and Shigeru SHIMOTORI

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 序 言 .....             | 2  |
| I. 猿払第一開拓地概況 .....    | 3  |
| 1. 位 置 .....          | 3  |
| 2. 沿 革 .....          | 3  |
| 3. 自然的環境 .....        | 4  |
| イ. 地勢, 土質, 植生 .....   | 4  |
| ロ. 気 象 .....          | 5  |
| 4. 社会経済的環境 .....      | 5  |
| イ. 交通, 通信, 市場など ..... | 5  |
| ロ. 保健衛生, 教育その他 .....  | 6  |
| 5. 土地及び住民 .....       | 7  |
| イ. 土 地 .....          | 7  |
| ロ. 住 民 .....          | 8  |
| 6. 開拓建設事業 .....       | 9  |
| 7. 政府資金および補助金 .....   | 10 |

|                        |    |
|------------------------|----|
| II. 開拓地の営農概況 .....     | 12 |
| 1. 猿払村の農業展望 .....      | 12 |
| 2. 入植と開墾 .....         | 13 |
| 3. 耕作, 営農状況, その他 ..... | 16 |
| 4. 畜産, 林業関係 .....      | 18 |
| III. 農業協同組合 .....      | 21 |
| IV. 農家経済調査 .....       | 25 |
| 1. 調査農家の前歴 .....       | 25 |
| 2. 土 地 .....           | 25 |
| 3. 労 働 力 .....         | 27 |
| 4. 生産手段 .....          | 29 |
| 5. 作付状況 .....          | 32 |
| 6. 農業収獲とその商品化 .....    | 34 |
| 7. 農家収入 .....          | 36 |
| 8. 農家支出 .....          | 38 |
| 9. 収支対照および貯蓄負債 .....   | 42 |
| 10. 林野の利用状況 .....      | 44 |
| V. 猿払第一開拓地の調査総括 .....  | 45 |
| 結 言 .....              | 50 |
| Summary .....          | 52 |

## 序 言

営農上, 林野の演ずる役割がかなり大きく重要なものであることは, 一般によく知られている。新しく不利な条件のもとに始められた開拓地の農業経営においては, この農業と林業とのつながりは, より一層緊密なるべきはずである。勿論, 農業と林業とがどのような形態で結びついているか, また, これらの結びつきはどの程度の深さのものであるかは, 開拓地の立地条件は勿論のこと社会経済的な諸条件によつて異なるものと思われる。これら立地条件の異なる開拓地において, 農業と林業とが如何に提携しつつ営農がすすめられているかを知るのがわれわれの念願である。

かかる観点のもとに, われわれは既に道東の川上郡標茶町弥栄開拓地, 道央の上川郡美瑛町五稜開拓地, 道南の瀬棚郡北檜山町小川開拓地の3者につき, その実態を調査し結果を報告した。今回はそれらの調査の連続として, 同様な調査方法をもつて, 道北の宗谷郡猿払村猿払第一開拓地についてその実態を調査したので, その結果をここに報告する次第である。

調査は昭和30年11月上旬に行つた。

本調査にあたり, 資料の提供と調査の実行に協力せられた猿払村開拓農業協同組合,

猿払村農業協同組合，猿払村役場，北海道農地開拓部関係部課の諸氏に衷心より感謝の意を表す。

なお，調査費用の一部に北海道科学研究補助金をあてた。

## I. 猿払第一開拓地概況

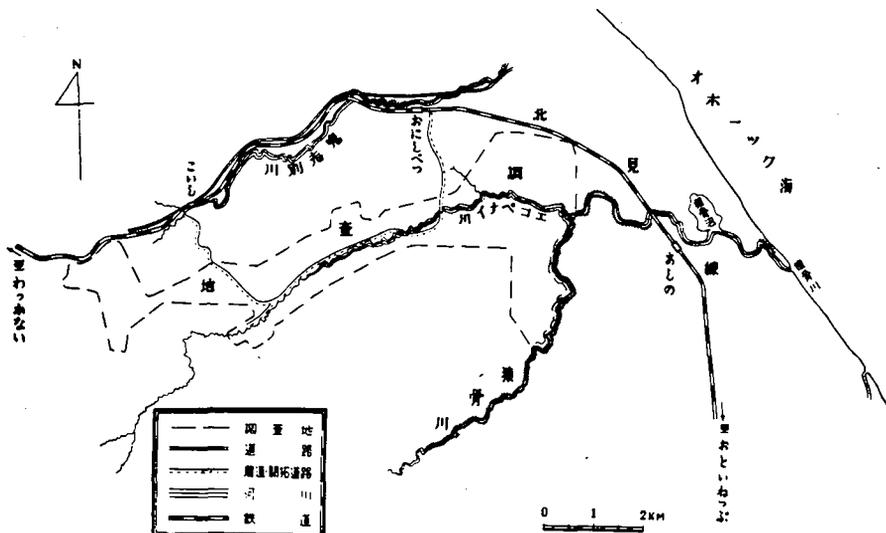
### 1. 位置

猿払第一開拓地は宗谷郡猿払村字豊里にあり，現地における区別によると猿払第一(西半部)及び鬼志別地区の豊里(東半部)を含む。両地区は接続して一団地をなし，現在道農地開拓部関係において上記の如く呼ばれている。

本開拓地は別掲図の如く国鉄北見線鬼志別駅の南方約4kmの地帯に東西に亘り大体不規則な細長地区を形成し，東西両端部はその北面で北見線に接している。東西の延長は約10km，地区の幅はほぼ0.5kmなるも東端部は3km以上もある。西端部が国有林及び一部三井木材の社有林に接するほか，ほとんど大部分は王子製紙工業社有林に囲まれ，東端は猿骨川をへだてて鬼志別地区芦野開拓地に接している。

### 2. 沿革

本開拓地の沿革を按ずるに，入植前の土地所有関係は大部分は王子製紙工業の社有林で，一部三井木材の社有林を含み，西端の菱形をなす一小部分が国有林であつた。



豊里開拓地位置図

元民有林については、大正時代一時一部開墾されたることもあるも、交通の不便なうえ、掠奪管農の結果地力の損耗いちぢるしく経営の不安定を招き、加うるに、たまたま漁業、造材事業の隆盛を見るにおよび相ついで離農し、後王子製紙工業及び三井木材会社の社有林となり、両社とも造材事業を經營して大径良木を択伐利用して戦後に及んだが、23年樺太引揚者10数戸の仮入植により開墾が始められた。民有林400町(猿払第一)の買収は25年7月である。元国有林の部分は旭川管林局管内稚内管林署の管轄に属し、猿払經營区30、32林班として經營され23年度の伐採を終つていた。管理換は24年3月で面積118町である。本地区の正式入植は24年である。

### 3. 自然的環境

#### 1. 地勢、土質、植生

まず地勢をみると、地区の中央にはエコペナイ川が西より東に向い極めて緩やかに蛇行し、これに数十条の小沢が注ぎ迂余曲折するが、土地は川沿いの平坦地とこれを狭む波状丘陵地帯に分れる。海拔は低く最低8m、最高でも110m内外である。山麓は波状形をなし、頂上の方は比較的緩傾斜なるも、小沢沿いの平坦地と傾斜地との接合点には強い傾斜が見られる。

エコペナイ川は西部の地区境で猿骨川に合流している。

次に土質については、エコペナイ川沿いは第四紀新層の沖積土地帯をなし埴土で土層厚く、地味肥沃で酸性も弱いが面積的に少ない。この地帯には泥炭層も見られる。埴土区の表層は約30cmある。山麓と低台地の波状地帯は第三紀頁岩が母岩で、重粘土地帯を形成し、平坦地は比較的土層が厚いが山麓波状地帯は薄い。重粘土区の表土は埴土区よりやや浅い。

一般に地勢土質の関係より排水性悪しく、腐植質も少なく理学的性質は不良である。石礫は少ない。

入植前の植生については、民有地、国有林とも大径良木はすでに伐採利用されたあとで、全地に20~50年生の小中径の針広葉樹が混生して疎林を保ち、地表には高さ約8尺のネマガリ竹が密生し、平坦な湿地にはアシ、ヨシ、イタドリ等の繁茂が見られた。

開拓前の林相は旧国有林は針広相半し、町当たり蓄積は針38m<sup>3</sup>、広37m<sup>3</sup>、針葉樹はトド、エゾで広葉樹はナラ、セン、タケカバ、アカタモ等であつた。民有林では低地はほとんど広葉樹で、台地では針葉樹4、広葉樹6の比率に混生し、樹種はほぼ国有林と同様であるが蓄積は町当たり約165石を示した。

現在、低地、平坦地はすでに開墾されているが、薪炭林地、土砂攔止林地帯には上述の樹種が残立している。主として開拓財産となつている。

## ロ. 気 象

本地区は本道の北端に近く位し、東北方にはオホツク海が迫っているため概して気候には恵まれない。近傍はいく分海洋気象の影響をこうむり、春より夏にかけ海霧の来襲を受け作物の成長を阻害されることあるも、本開拓地は低地と周囲が樹木の生立した山峯にかこまれているのでその被害はほとんどないが、春季播種季に西方から沢沿いの強風が来襲して発芽を害することがある。

北海道開発局の猿払第一地区についてたてた地区計画によると、5～9月の平均気温は17°C、総降水量は1,184 mmとなつているが、次に鬼志別小学校での観測結果を一応あげると第1表の如くである。

第1表 気温及び降水量 (25—27年平均)

| 種 別           | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    | 8    | 9     | 10    | 11    | 12   |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|------|
| 最高最低平均気温 (°C) | -8.7 | -8.6 | -3.9 | 2.6  | 8.7  | 13.4 | 18.0 | 21.3 | 15.9  | 8.9   | 2.1   | -5.0 |
| 降水量 (mm)      | 76   | 81.3 | 41.3 | 10.9 | 25.3 | 34.5 | 95.8 | 75.7 | 220.2 | 122.4 | 119.5 | 74.1 |

春より夏にかけ気温の上昇おそく、夏にいたり漸く高温となる。本表による5—9月の平均気温は15.4°Cである。

年降水量は1,000 mm内外で少ないことはないが、初夏の頃が目立つて少ないようである。

前掲校の20～25年観測では初霜は10月21日、晩霜5月14日、無霜日数151となつている。積雪は1.3～1.6 mなるも地下は凍結せず、融雪は4.上～4.中で耕作は4.下～5.上に始められる。

## 4. 社会経済的環境

### イ. 交通、通信、市場など

まず交通については、入植前は元民有地には全然道路を欠き、元国有林については小石よりこの中央を通過して沼川市街に通ずる馬車道があつたにすぎないが、路面状況悪しく利用度は大きくなかつた。現在は有効幅員3 mのエコペナイ開拓幹線道路2本が設けられている。一は鬼志別市街地より南下して地区内にいたる延長約3 kmのもので26～27年にわたり布設された。丘陵地を越えて地区の東部寄りに下るが勾配は強いことはない。他は地区の西部にあり、小石駅より山越えして地区に通ずる延長約2 kmのもので29年に作られた。両方とも築設後年浅く充分補修も届かないので、大雨や出水時には損傷を受けやすい。

国鉄の両駅に至近なのは強みである。

地区内には全延長5.7 kmの農道が27及び28年に設けられた。大部分は地区中央の平

坦地にある。平常はトラックも通行しうる。

通信については、市街に鬼志別郵便局があるが、開拓地は同局の集配区域外になつて  
いるので、郵便物は一応駅前の猿払農協事務所に配達され、つでを得て各自が受けとるこ  
とになる。距離は近いがこの点不便である。

ラジオ共同聴取は28年5月から行われ、各戸が加入している。聴取料はN.H.K.の分  
を加え月100円を農協に納入している。

生産物の販売、生活物資及び生産用諸消耗品の市場はもちろん鬼志別市街である。市  
街地は世帯数約260、人口約1,000を数え店舗も一通り備わつている。駅前の猿払一般農協  
では加入組合員に対し日常の生活物資の販売をしている。

#### ロ. 保健衛生、教育その他

開拓地区内には保健、衛生、教育いずれの施設もない。開拓者の戸数少なく比較的市街  
地に近接していることによると思われるが、急患や特に冬季の幼童の通学には支障がある。

鬼志別と小石の両市街地には各1医院があり小手術程度のものは処理しうるが、大手  
術ともなれば稚内か札幌などを利用せねばならない。

鬼志別市街には道立診療所が1つある。

猿払村には現在開拓保健婦2名配当され、1は狩別地区に、1は鬼志別市街に駐在して  
いる。なお猿払村国民健康保険直営診療所が市街の町はずれに国費8割、村費2割の支出  
で今年建設をみたが内容はまだ全然整わない。

教育施設として、鬼志別小学校と小石小学校とある。開拓者の子弟はその住居地の位  
置からそのいずれかを選んでいる。鬼志別の方は学級数6、教員10、児童数225人で、小  
石の方は6学級、7教員、児童数241である。

中学は鬼志別市街に1校あるも、高校ともなれば近くても浜頓別まで出なければなら  
ず、いろいろの点で大きい負担となつてくる。

用水は流水や井戸水を使用している。地区内にはエコベナイ川が貫流しその分流も多  
いが、排水悪しく水位高く、泥炭地も含まれており、水量に事欠かないが水質は不良であ  
る。

建物は個人住宅31棟、畜舎物置などの個人施設36棟である。

住宅は樺太引揚者が多数のため、樺太式の丸太組立てのものが多く、最近普通の木造  
建築は2~3割を占めてきた。建築材は入植時の払下材を使用したのが大部分で、中には最  
近特殊の関係から民間より材料の供給を受けたものもある。建築後7~8年を経過し、手入  
も不十分なのでいたみかけている。保温上充分と思われないものも見受けられる。

市街地から必ずしも速くないが電灯施設もまだない。

家の光や農家の友など購読しているのは数戸に過ぎなく、全般的に営農知識の向上に

余り大きい関心を示していない。日刊新聞は割に読まれている。

最後に入植者の相互扶助施設として住宅災害共済制度がある。

この制度は宗谷支庁管内の全入植者を対象とし、29年4月1日より実施されている。この制度の適用を受ける災害は火災、水害、風害及び雪害で共済金額は全焼、全壊の場合は2万円、半焼半壊の場合は1万円である。加入者は本制度維持のため基金として1人年額100円をきよ出する。

この制度運営のため委員会が設けられ、委員は宗谷地区協議会の役員が兼任することになっている。

## 5. 土地及び住民

### 1. 土 地

本開拓地は開拓地区別では猿払第一(493町)及び鬼志別の豊里(591町)を含み両地区を合せ総面積1,084町である。

猿払第一に就ては26年3月道開発局により地区計画の樹立を見、また豊里については23年道開拓計画課により鬼志別地区として地区計画がたてられたが、調査不十分のため実状にそわず、その変更の必要を認めつつも今日なおその運びに至つてない。

いま、猿払村提出の資料にもとづき、猿払第一の土地利用区分を示すと第2表の如くである。

第2表 猿払第一地区の土地利用区分

| 種 別     | 道 路 地 | 河 川 敷 地 | 土 砂 拵 止 林 | 防 風 林 | 学 校 地 | 公 共 地 | 共 同 薪 炭 林 | 予 定 個 人 配 分 | 合 計   |
|---------|-------|---------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------------|-------|
| 面 積 (町) | 17.4  | 6.7     | 65.3      | 21.4  | 0.5   | 0.2   | 17.2      | 363.9       | 492.6 |

個人配当地は更に畑地、薪炭林、放牧採草地に分れるが、現在入植している19戸につきその土地利用区分を見ると第3表の如くなる。

第3表 個人配当地利用区分

| 区 分     | 畑     |      | 放 牧 採 草 地 | 薪 炭 林 |      | 合 計   |       |
|---------|-------|------|-----------|-------|------|-------|-------|
|         | 合 計   | 平 均  |           | 合 計   | 平 均  | 計     | 平 均   |
| 面 積 (町) | 189.6 | 9.98 | —         | 86.5  | 4.55 | 276.1 | 14.53 |

前出の地区計画によると1戸当り経営面積は第4表の如くで、両表を比べると採草地が無くなり薪炭林が増している。宅地は2反ずつ畑地に含まれているものと思われる。

第4表 計画1戸当り経営面積

| 種 別     | 畑 | 採草地 | 薪炭林 | 宅 地 | 計   | 備 考  |      |
|---------|---|-----|-----|-----|-----|------|------|
| 面 積 (町) | A | 8.8 | 2.6 | 2.4 | 0.2 | 14.0 | 元民有地 |
|         | B | 8.0 | 3.6 | 3.5 | 0.2 | 15.3 | 元国有林 |

個人の配当地はなるべく1箇所に集中させるよう配慮されたが、各種別土地の不均一的配分や立地的関係で必ずしもこれは全戸に実現されていない。共同薪炭林についてはなおさらその傾きがある。

猿払第一の19戸の平均1戸経営面積は14.53町であるが、14町以下は6戸、15町以下は6戸、16町以下7戸となる。14町以下のうちに11町のもの1戸あるもこれは例外的である。

経営畑地面積の平均は9.98町で、最大13.15町、最小6.16町であり、薪炭林面積は平均4.55町、最大9.51町、最小1.7町を示し、大きすぎる開きを示している。

豊里については前述の如く、その後まだ変更地区計画がたつてないが1戸当り経営面積は大体15町内外と考えられる。

猿払第一地区の開拓者への土地売却は27年で、1戸分当り代価は3,500~3,800円、償却は売渡年より18年間に完済されるはずである。

#### □. 住 民

本開拓地の現在戸数は猿払第一19戸、豊里13戸、計32戸で、人口は猿払110人、豊里76人、計186人である。いま戸数の変遷を見ると第5表の如くである。

第5表 入植、離農状況

| 年 度 | 猿 払 第 1 |     |     | 豊 里 |     |     | 合 計 |     |     |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     | 入 植     | 離 農 | 現 在 | 入 植 | 離 農 | 現 在 | 入 植 | 離 農 | 現 在 |
| 24  | 16      | 3   | 13  | 9   | 2   | 7   | 25  | 5   | 20  |
| 25  | 5       | 0   | 5   | 4   | 2   | 2   | 9   | 2   | 7   |
| 26  | —       | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   |
| 27  | 1       | 0   | 1   | 3   | 1   | 2   | 4   | 1   | 3   |
| 28  | —       | —   | —   | 5   | 3   | 2   | 5   | 3   | 2   |
| 29  | —       | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   |
| 30  | —       | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   | —   |
| 計   | 22      | 3   | 19  | 21  | 8   | 13  | 43  | 11  | 32  |

上表では7年間に一応11名の離農者となつているが、うち豊里の1名は24年7月入植、老齢のため営農困難にて29年1月離農せるほか、残余の10名は未入地の者であるから、実質的には脱落者はほとんど無かつたと見てよい。

入植者の出身地別は樺太27、道内5となり、前職関係はほとんど農業である。

つぎに、男女別年齢別人口構成は第6表の如くである。

第6表 男女別年齢別人口

| 地区名  | 5才以下 |    | 6~14才 |    | 15~19才 |   | 20~59才 |    | 60才以上 |   | 計   |    | 合計  |
|------|------|----|-------|----|--------|---|--------|----|-------|---|-----|----|-----|
|      | 男    | 女  | 男     | 女  | 男      | 女 | 男      | 女  | 男     | 女 | 男   | 女  |     |
| 猿払第一 | 11   | 11 | 15    | 8  | 9      | 3 | 25     | 20 | 5     | 3 | 65  | 45 | 110 |
| 豊里   | 5    | 10 | 8     | 12 | 5      | 1 | 17     | 11 | 4     | 3 | 39  | 37 | 76  |
| 計    | 16   | 21 | 23    | 20 | 14     | 4 | 42     | 31 | 9     | 6 | 104 | 82 | 186 |

一世帯当り人口数は5.8人で、両地区ともほとんど同一である。

更に家族数別戸数は第7表の如く、3~8人がほぼ同じ戸数を占めて大部分を構成している。

第7表 家族数別戸数

| 家族数(人) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 合計 |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|
| 戸数     | 1 | 1 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 1 | 2  | 1  | 32 |

最後に稼働者数は第8表の如くで総人口の約4.3割で、1戸当り平均2.5人となる。

第8表 稼働者数

| 地区   | 性別 |    | 計  | 世帯数 | 1戸当り稼働者 |
|------|----|----|----|-----|---------|
|      | 男  | 女  |    |     |         |
| 猿払第1 | 31 | 19 | 50 | 19  | 2.6     |
| 豊里   | 20 | 11 | 31 | 13  | 2.4     |
| 計    | 51 | 30 | 81 | 32  | 2.5     |

## 6. 開拓建設事業

本開拓地に於ける建設工事は全部国費をもつて、道開発局稚内開発建設部により施行された。いま、これを表示すると第9表の如くである。

第9表 開拓建設工事

| 年度   | 農道    |           | 重抜根   |         | 開拓幹線道路   |            | 備考                        |
|------|-------|-----------|-------|---------|----------|------------|---------------------------|
|      | 延長(m) | 金額(円)     | 面積(町) | 金額(円)   | 延長(m)    | 金額(円)      |                           |
| 昭和26 | —     | —         | —     | —       | 1,551.17 | 2,042,000  | 1. 開拓道路<br>有効幅員 3.0 m     |
| 27   | 4,229 | 2,960,000 | —     | —       | 1,424.30 | 3,562,215  |                           |
| 28   | 1,525 | 1,929,000 | 12    | 340,000 | —        | —          | 2. 支出金額総計<br>16,772,981 円 |
| 29   | —     | —         | —     | —       | 2,188.00 | 5,939,666  |                           |
| 合計   | 5,754 | 4,889,000 | 12    | 340,000 | 5,164.47 | 11,543,881 |                           |

酸土矯正は国費では行なわれていない。猿払第一の地区計画によれば、常風や季節風の関係上防風林は河川にはほぼ直角に6本設け、山脈尾根の河岸両側に迫り樹林地をなせるものを利用するよう選定する予定であつたが、現実には必ずしも実効的でない。防災施設として、土砂打止林には既存林を利用するので建設工事は伴わない。

本開拓地を貫流するエコペナイ川は原始河川の一つで落差極めて少なく、迂余曲折して猿骨川に注いでいるが、浸透性の悪い土壌と相まち排水性不良で、春季の融雪時や夏秋季の大雨に際しては容易に氾濫して畑地、道路などに損傷を起しがちなにも拘わらず、1~2河川の切替や小規模の排水溝などの掘さくのみにとどまつている実状である。地区計画では猿骨川の改修でこれに対処し得るよう述べられていたが未だに実現していない。

### 7. 政府資金および補助金

開拓者はその入植の当初多額の自己資金を有するものは極めて稀で、多くは政府資金並びに補助金によつて開拓営農に従事しその生活をも維持してきた。特に本開拓地の如きは入植者の多くが引揚者であり、この種の財政的裏付を必要とする程度は高かつた。

政府資金はいわゆる開拓者資金融通法(22年2月から施行)にもとづき貸出されるものが主で、これには営農純資金(現金)、農機具、家畜導入及び土地改良資材の数種をふくむが、なお、そのほかに28年度より冷害資金がある。これら政府資金の30年度までの貸出総額は533.7万円で、仮りに現在戸数を対象とすると1戸当り16.7万円となる。

各資金別借入状況は第10表の如くである。

第10表 借入政府資金

| 年<br>度 | 地区 | 資金        |    | 純資金     |    | 農機具       |    | 家畜      |    | 土改      |    | 中期      |    | 冷害 |   |
|--------|----|-----------|----|---------|----|-----------|----|---------|----|---------|----|---------|----|----|---|
|        |    | 金額(円)     | 戸数 | 金額(円)   | 戸数 | 金額(円)     | 戸数 | 金額(円)   | 戸数 | 金額(円)   | 戸数 | 金額(円)   | 戸数 |    |   |
| 昭和24   | A  | 130,000   | 13 | 114,675 | 10 | 161,666   | 3  | —       | —  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
|        | B  | 70,000    | 7  | 114,670 | 6  | 161,667   | 3  | —       | —  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
| 25     | A  | 497,000   | 17 | 90,010  | 9  | —         | —  | —       | —  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
|        | B  | 216,800   | 9  | 12,100  | 2  | 60,000    | 2  | —       | —  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
| 26     | A  | 285,000   | 17 | 86,653  | 10 | 108,029   | 4  | 8,213   | 4  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
|        | B  | 156,000   | 9  | 12,600  | 1  | 178,571   | 6  | 12,319  | 6  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
| 27     | A  | 175,068   | 19 | 192,047 | 14 | 376,000   | 7  | 13,726  | 2  | —       | —  | —       | —  | —  | — |
|        | B  | 144,682   | 12 | 45,000  | 5  | —         | —  | 3,587   | 1  | 76,000  | 1  | —       | —  | —  | — |
| 28     | A  | 22,000    | 1  | 16,000  | 1  | 60,000    | 1  | 25,200  | 9  | 120,000 | 2  | 133,000 | 19 | —  | — |
|        | B  | 54,000    | 2  | 32,000  | 2  | 60,000    | 1  | 12,500  | 5  | 60,000  | 1  | 91,000  | 13 | —  | — |
| 29     | A  | 16,000    | 1  | 12,000  | 1  | —         | —  | 31,680  | 11 | —       | —  | 146,300 | 19 | —  | — |
|        | B  | 67,000    | 4  | 48,000  | 4  | —         | —  | 17,280  | 6  | —       | —  | 100,100 | 13 | —  | — |
| 30     | A  | —         | —  | —       | —  | 80,000    | 1  | 36,000  | 12 | 90,000  | 2  | 152,000 | 19 | —  | — |
|        | B  | 60,000    | 2  | 25,000  | 2  | 96,000    | 2  | 24,000  | 8  | 45,000  | 1  | 104,000 | 13 | —  | — |
| 計      | A  | 1,125,068 |    | 511,385 |    | 785,695   |    | 114,819 |    | 210,000 |    | 431,300 |    |    |   |
|        | B  | 768,432   |    | 289,370 |    | 556,238   |    | 69,686  |    | 181,000 |    | 295,100 |    |    |   |
|        |    | 1,893,500 |    | 800,755 |    | 1,341,933 |    | 184,505 |    | 391,000 |    | 726,400 |    |    |   |

備考 地区Aは猿払第一、Bは豊里を示す。

次に現在までの借入金の償還状況は第11表の如く、総額は39万円であるが、資金償還は29年より始まったばかりであり金額も少なく、年を逐つて増加するし、また現在でさえ冷害資金をその返還に当てているものもある実状で、今後本格格的償還期を控え多大の困難が予想される。

第11表 借入金償還状況

| 年度別 | 地区名         | 純資金    |    | 農機具    |    | 家畜     |    | 中期      |    | 冷害     |    |
|-----|-------------|--------|----|--------|----|--------|----|---------|----|--------|----|
|     |             | 金額     | 戸数 | 金額     | 戸数 | 金額     | 戸数 | 金額      | 戸数 | 金額     | 戸数 |
| 29  | 猿払第一<br>鬼志別 | 11,414 | 13 | 10,685 | 10 | 14,194 | 3  | —       | —  | —      | —  |
|     |             | 6,146  | 7  | 10,068 | 6  | 14,194 | 3  | 28,173  | 1  | —      | —  |
| 30  | 猿払第一<br>鬼志別 | 55,051 | 17 | 18,588 | 10 | 14,194 | 3  | 44,482  | 1  | 34,447 | 19 |
|     |             | 25,181 | 9  | 11,180 | 6  | 19,462 | 3  | 50,415  | 2  | 23,569 | 13 |
| 計   |             | 97,792 |    | 50,471 |    | 62,044 |    | 123,070 |    | 58,016 |    |

補助金は開墾と住宅の2種であるが、その支出総括は第12表の如くである。

第12表 補助金

| 年度   | 種別<br>地区 | 開墾補助金     |         |    | 住宅補助金     |    |
|------|----------|-----------|---------|----|-----------|----|
|      |          | 金額(円)     | 該当面積(町) | 戸数 | 金額(円)     | 戸数 |
| 昭和24 | A        | 475,491   | 9.23    | 13 | 585,000   | 13 |
|      | B        | 203,782   | 3.92    | 7  | 270,000   | 6  |
| 25   | A        | 450,755   | 9.10    | 18 | 205,000   | 4  |
|      | B        | 193,180   | 3.75    | 9  | 110,000   | 2  |
| 26   | A        | 400,749   | 8.90    | 18 | 60,000    | 1  |
|      | B        | 385,033   | 8.50    | 15 | —         | —  |
| 27   | A        | 735,008   | 21.60   | 18 | 80,000    | 1  |
|      | B        | 357,803   | 11.55   | 8  | 90,000    | 1  |
| 28   | A        | 687,174   | 15.07   | 17 | —         | —  |
|      | B        | 609,857   | 13.55   | 10 | 130,000   | 2  |
| 29   | A        | 786,433   | 20.01   | 17 | —         | —  |
|      | B        | 504,268   | 12.57   | 9  | 190,000   | 2  |
| 30   | A        | 533,124   | 15.06   | 15 | —         | —  |
|      | B        | 1,018,716 | 26.79   | 16 | —         | —  |
| 合計   | A        | 4,068,734 | 98.97   |    | 930,000   |    |
|      | B        | 3,272,639 | 80.63   |    | 790,000   |    |
|      | 計        | 7,341,373 | 179.60  |    | 1,720,000 |    |

備考 地区Aは猿払第一、Bは豊里を示す。

2種補助金を合せ現在までの総額は906万円で、仮りに現在戸数32を対象とすると1戸当り28.3万円となる。

全開拓地を通じ本年開墾補助金を受けうる開拓者はなお27名である。

## II. 開拓地の営農概況

### 1. 猿払村の農業展望

猿払村は宗谷郡を構成する唯一つの村で、本道のほぼ北端部に位し、東はオホーツク海に面し、西は天塩国境に、南は枝幸郡に境し、西北部は稚内市及び宗谷村と相接し、北は宗谷海峽を隔てて樺太島を望んでいる。

東西 5.5 里、南北 8.6 里、面積 47 平方里を越え、村内を貫通する国鉄北見線には 5 駅が含まれている。

河川は天塩国境に源を発し東進してオホーツク海に注ぐが、落差著しく小で河川の屈曲甚だしく、村内一帯は波状丘陵を呈し、西南より東北に向い緩傾斜をなし平坦地は概して少ない。

本村は元宗谷村に属していたが、大正 13 年分村独立し 2 級町村制を施行され今日に及んでいる。本村が発展し始めたのは明治 30 年頃、水産（海扇、鯨）、林産資源の開発を背景としたものであるが、これら資源の逐年的減少は、いきおい村内における各種産業の占めるウェイトに変化をきたした。

昭和 28 年 4 月、土地総面積は 54,218 町、畑は 2,080 町で 3.7% に過ぎないが、山林原野は合して 47,200 町、87% を占め、牧場は 1,274 町、その他 3,719 町である。山林は国有林が最も多く、王子造林の社有林も大きい。

28 年現在世帯総数 1,683、総人口 9,162 で、職業別に見ると水産は 1 位ではあるが 309 世帯、工業 274、鉱業 223、農業は水産、工業につき 258 となり、比較的多いが林業は 114 戸であり、概して産業の重点性が認められない。（猿払村入植の栗参照）

本村の農業開発については、従来漁獲や林産利用に重きを置かれた反面、その地理的、立地的制約と土地所有の偏倚などにより著しく遅れていたが、終戦後緊急開拓事業としてとり上げられたのが本村の計画的開拓事業の始まりで、昭和 21 年以降現在までに計画樹立地区 6、面積 7,000 余町歩、入植計画戸数 370 戸に達し入植実績も約 180 余戸に及んでいる。

農業地域的に見ると、本村は天北地帯の沼川地区に該当し、地味は地形により異なり、一般的に波状性丘陵、段丘地帯は重粘、堅密多湿で酸性も強く、概して土地は瘠薄である。平坦地帯の河成沖積土地帯は酸性も弱く地味も稍良好であるが、海成沖積土は地味は良好でない。集積土には各種の泥炭層が含まれる。かくして、本村における営農形態としては地味の比較的良好な地域では混同経営を行うに適し、一般的には主畜経営を行うを有利と考えられ、その方針で営農が推進されている。

耕地全面積は前記の如く 2,080 町で農家 1 戸当り耕地面積 5.5 町、人口 1 人当りは 2.5

反となつている。

次に、経営耕地広狭別専兼(第1種のみ)別農家数を見ると第13表の如くである。

第13表 経営耕地面積広狭別専兼別農家数 (28. 7. 1)

| 面積(町)<br>専兼別 | .5未満 | .5~1 | 1~2 | 2~3 | 3~5 | 5~10 | 10~20 | 20以上 | 総数  |
|--------------|------|------|-----|-----|-----|------|-------|------|-----|
| 總数           | —    | 9    | 33  | 25  | 26  | 9    | 116   | 1    | 219 |
| 専業           | —    | 2    | 12  | 7   | 16  | 3    | 110   | —    | 150 |
| 第1種兼業        | —    | 7    | 21  | 18  | 10  | 6    | 6     | 1    | 69  |

(29年度北海道市町村勢要覧)

専業において10~20町が大きい数字を示しているが、これは主として新規の開拓者と思われ、これを除けば5町以下が大部分といえる。

本地帯における主要農作物としてはその立地的関係から馬鈴薯と燕麥とがあげられるが、そのほかは比較的少なく、裸麦、そば、豌豆(乾燥種実)などの豆類これにつぎ、ビート、亜麻などの特用作物も立地に応じて栽培される。

反当収量は27年及び29年市町村勢要覧では馬鈴薯14~20俵、裸麦1.5~2.3俵、小麦2俵、ライ麦2.5俵、燕麥4俵、ビート2,500斤、豌豆(種実)1.5俵、亜麻茎32~40貫を示して、これによると生産力は少ない。

家畜飼養状況は28年7月現在、牛は飼養戸数112、頭数217、うち乳用205、殺肉用12、馬は飼養戸数165、総頭数221頭であるが、うち成畜は134頭に過ぎず、牛馬とも極めて少ない。

小家畜については、綿羊は飼養戸数148、441頭を算し稍多いが農家戸数に対比し、また牛馬の飼育数の少ないのと考え合せ、これまた低調である。豚は22戸、44頭であるが、鶏は190戸、1,110羽となつていた。

本項については信頼しうる資料も少ないが、農業的には経営規模や営農形態について検討を要する点が多く残されているとともに、全般的には現在極めて不振の状態にあることが窺われる。

## 2. 入植と開墾

本開拓地は既に述べた如く23年樺太引揚者の仮入植により開始されたが、正式の開拓地の誕生は24年である。

猿払第一については現在農家19戸のうちその大半の13戸は既に24年に入地しており、その後25年に5戸、27年に1戸増加した。本地区では実質上入植後離農したものは1戸もない。

また、豊里については現在 13 戸中 7 戸は 24 年、25、27、28 年各 2 戸となっており、入植後離農したのは 1 戸で、未入地で書面上の離農は 7 戸になっている。

本開拓地は入植前は大径木がすでに伐採されて、小径針広混交の疎林を形成していたが、地上には高さ約 8 尺のネマガリ笹が密生しておつたので開墾はなかなか困難であり、土地の排水不良はこの作業能率を上げることを極度に妨げた。初めはもちろん人力開墾のみであり、年を逐うて家畜の増加と相まち馬耕も広く使用されるに至つたが、現在でも、春季融雪後排水の極めて不良なため、地盤柔かにすぎて馬匹を使用し得ぬ面積が全耕地の 4 割にも及ぶありさまである。猿払第一における国費による火薬抜根は面積 12 町で、特に大径根株の残存箇所のみ適用された。

地区内の排水溝の堀さくは、全部開拓者の自家労力により、国費による大規模のものは施行されてない。

猿払第一につき 29 年 2 月現在の開墾済み総面積は 105.5 町で全農地総面積 189.6 町の 56% 弱に当り、1 戸当り平均農地面積約 10 町に対し 5.6 町が開墾されている。仮りに全戸 5 年間の開墾とすると 1 年平均 1.1 町余で農地予定全地を開墾するにはなお数年を要することとなる。

豊里については開墾済み総面積 65.6 町で 1 戸平均 5.1 町弱となり、入植年度別からみても猿払第一と大体同じような進捗である。個人別の土地所有や土地の利用区分が未済であるが、まず農地予定面積の半は開墾済みと考えられる。

最後に本開拓地を通じ年度別の開墾面積は 29 年度の営農実績調査によると第 14 表の如くであるが、この合計数字は前掲の両地区の合計値と多少の不突合がある。

第 14 表 年度別開墾面積

| 年 度     | 昭 24 | 25   | 26   | 27   | 28   | 29   | 計     |
|---------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 面 積 (町) | 19.8 | 24.3 | 30.7 | 34.3 | 28.6 | 31.0 | 168.7 |

次に、生産手段である農具の所有状況や家畜の飼養現況はどうか。まず、農具の所有現況は第 15 表の如くである。

第 15 表 農具所有状況

| 種 類     | 地 区 |     |     |     |            |     |                 |     |            |     |             |
|---------|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-----------------|-----|------------|-----|-------------|
|         | ブラウ | ハロー | 脱穀機 | トーマ | デスク<br>ハロー | 噴霧機 | カルチ<br>ペー<br>ター | 撒粉機 | 除 草<br>ハロー | 発動機 | 馬 車<br>馬 ぞり |
| 猿 払 第 一 | 16  | 14  | 11  | 7   | —          | 4   | 4               | 3   | 1          | 1   |             |
| 豊 里     | 11  | 11  | 2   | 4   | 1          | 2   | 1               | 2   | —          | 1   |             |
| 計       | 27  | 25  | 13  | 11  | 1          | 6   | 5               | 5   | 1          | 2   | 30          |

プラウは猿払が3戸、豊里が2戸所有していない。ハローでは猿払5戸、豊里2戸が未所有である。脱穀機は猿払が比較的多いが豊里は2戸しか所有していない。噴霧機や撒粉機は所有数少なく融通して使用している。発動機は特殊のものと考えられるが共同で所有している。全般的に農具所有状況は猿払の方が僅かばかりよい。

更に、家畜飼養状況は第16表の如くである。

第16表 家畜飼養状況

| 地区   | 資金別 | 乳牛   |    |     |    | 馬    |     |    | めん羊 |
|------|-----|------|----|-----|----|------|-----|----|-----|
|      |     | 道有貸付 | 中期 | その他 | 計  | 家畜資金 | その他 | 計  |     |
| 猿払第一 |     | 7    | 3  | 8   | 18 | 17   | 2   | 19 | 13  |
| 豊里   |     | 6    | 4  | 3   | 13 | 8    | 5   | 13 | 13  |
| 計    |     | 13   | 7  | 11  | 31 | 25   | 7   | 32 | 26  |

猿払では乳牛は総数18頭で1戸平均1頭に足りない。なお、まだ所有していない農家は7戸に及び4頭1戸、3頭1戸、2頭1戸、1頭9戸となり飼養状況は平均されていない。

豊里は総数13、1戸平均1頭であるが6戸がまだ飼養せず、その反面3頭2戸、2頭2戸となりこれまた前同様不平均である。

本地区は主畜特に酪農を重視する営農形態からして甚だ心細い現状といわねばならない。しかし、一応1戸平均1頭に達したので、これからは営農指導や財政的裏付けと相まち、農家の努力如何によつては面目を一新し得ないこともないと考えられる。

馬については、猿払は平均1戸1頭であるが、2戸が2頭、2戸が無所有である。

豊里は同様平均1戸1頭であるが4戸が所有せず、1戸4頭、2戸1頭となり不平均である。

細羊は両地区を通じ、1戸平均0.7頭強となり19戸が飼養せず、3頭5戸、2頭3戸、他は各1頭である。

家畜の飼養概況を前に猿払村の農業展望の項で述べたところと対比してみると、本開拓地の方が概してやや良好のように観取されるけれども、これは営農形態の差異にもよるが、猿払村の状況が概して低位に停滞していることを証するのであつて、本開拓地としては現状よりも家畜の飼養面を充実発展させなければ開拓地の実績を向上させることは不可能である。

猿払第一の地区計画による家畜飼養目標は馬2、牛2~3、めん羊3、豚2、ニワトリ20となつているが、牛だけについても速かにこの目標に接近させるように配意されなければならない。

### 3. 耕作, 営農状況, その他

本開拓地はその立地的諸条件から, 営農形態としては酪農と馬鈴薯, 燕麥を主とし澱粉加工に及び, その残滓を利用する養豚を加味した畑作経営によるを可とすると地区計画に述べられている。この線に沿うて経営面積も1戸当り14~15町となつている。

本開拓地の入植開墾経過と農機具所有及び家畜飼養状況は既に前項に述べたが, 30年9月現在作物別作付面積は第17表の如くである。

第17表 作物別作付面積 (昭和30年)

(単位 反)

| 地区別  | 作物別 |      |       |     |     |      |      |      |     |     |
|------|-----|------|-------|-----|-----|------|------|------|-----|-----|
|      | 小麦  | 裸麦   | 燕麥    | 大豆  | 小豆  | 豌豆   | 菜豆   | 玉蜀黍  | そば  | 稻きび |
| 猿払第一 | 1.5 | 12.5 | 126.0 | 1.0 | 2.3 | 38.2 | 26.0 | 19.5 | 7.0 | 8.0 |
| 豊里   | 1.5 | 6.5  | 75.5  | 1.1 | 0.8 | 18.8 | 15.0 | 6.5  | 2.0 | 1.0 |
| 計    | 3.0 | 19.0 | 201.5 | 2.1 | 3.1 | 57.0 | 41.0 | 26.0 | 9.0 | 9.0 |

| 地区別  | 作物別   |      |       |      |        |       |      |       |  | 計       |
|------|-------|------|-------|------|--------|-------|------|-------|--|---------|
|      | 馬鈴薯   | 甜菜   | 亜麻(茎) | な種   | デントコーン | 牧草類   | 飼料根菜 | 蔬菜類   |  |         |
| 猿払第一 | 101.8 | 15.0 | 3.0   | —    | 26.6   | 561.3 | 13.5 | 93.9  |  | 1,057.1 |
| 豊里   | 64.0  | 12.0 | 9.0   | 20.0 | 13.0   | 324.4 | 11.5 | 49.4  |  | 632.0   |
| 計    | 165.8 | 27.0 | 12.0  | 20.0 | 39.6   | 885.7 | 25.0 | 143.3 |  | 1,689.1 |

上表によると, 猿払について総作付面積1,057反で29年2月現在の開墾面積とほとんど同一で, したがって1戸当りでは56反となる。

作物別に見れば一般作物では馬鈴薯が断然多く10町をこえ, 豌豆, 菜豆を主とする豆類が約70反のほか特にあげるほどのものはないが, 家畜飼養の面より飼料類は広く作付けされている。すなわち, 牧草類は全面積の5割をこえ, そのほかに, 燕麥126反, デントコーン26.6反, 飼料根菜も13.5反作られている。蔬菜類は全面積の9%を占め大きいがほとんど自家消費に当てられ, 特用作物たるビートや亜麻が2反に近く, みな販売用となる。

なお, ビート作付について反当1,000円の作付奨励手当が会社より支給される。(昨年は300円) また, 売却ビート4,000斤に対し1袋のビート・パルプが650円で還元される。

本年, 種馬鈴薯を2反作付けしたものがあつたが洪水のため収穫皆無に終つた。

豊里については作付総面積632反で, これまた前出の開墾面積にはほぼ等しく, 1戸当りは48反となる。作物別作付の傾向は猿払とほぼ同一であるがここには20反のな種が作付けられている。両地区を通じ概論すると各種飼料類が7割弱, 馬鈴薯1割弱, 蔬菜類8.5分, 豆類6分強, 特用作物は3.5分弱である。猿払村全村と比較し飼料作物は非常に多い。

本開拓地は家畜飼料に重点が置かれ、また概して低温のため馬鈴薯や根菜類を比較的多く生産するが平年における各種作物の反当り収量は第18表の如くである。この資料は村役場から入手した。

第18表 平年反当牧量 (単位 升)

| 作物別 | 小麦 | 裸麦 | 燕麦  | 大豆 | 小豆 | 豌豆 | 菜豆 | 玉蜀黍 | そば | 稻きび | 馬鈴薯 | 甜菜    | 亞麻(茎) | な種 | デコントン | 牧草類 | 飼根葉 |
|-----|----|----|-----|----|----|----|----|-----|----|-----|-----|-------|-------|----|-------|-----|-----|
| 収量  | 80 | 80 | 224 | 72 | 70 | 80 | 80 | 74  | 85 | 80  | 375 | 3,700 | 300   | 80 | 800   | 700 | 750 |

上表によると、各作物を通じ反当り収量は必ずしも甚だしく低位にあるわけではなく、ビートは割に良く、一般に前掲の猿払村のそれよりは良好である。

29年度は冷害と一部水害を受けたが、主な作物別作付面積及び反当り収量を示すと第19表の如くである。

第19表 作物別作付面積及び反当り収量 (29年)

| 作物    | 春播 |      |     | 雑穀     |      |    | 豆類 |    |    | 馬鈴薯 | ビート | 青刈飼料   |      |     |     |
|-------|----|------|-----|--------|------|----|----|----|----|-----|-----|--------|------|-----|-----|
|       | 大麦 | はだか麦 | えん麦 | とうもろこし | ひえきび | そば | 大豆 | 小豆 | 菜豆 |     |     | とうもろこし | クロバー | 麦   |     |
| 面積(反) | 1  | 7    | 372 | 43     | 2    | 15 | 15 | 9  | 9  | 42  | 141 | 32     | 32   | 43  | 12  |
| 収穫(斗) | 3  | 2    | 13  | 0      | 2    | 2  | 2  | 0  | 0  | 2   | 125 | 1,760  | 224  | 140 | 139 |

本年は8月2回にわたる洪水に見まわれ、ほとんどの作物を通じ甚大な被害を蒙つた。従つて販売用に向ける余裕は全然なかつた。なお、昨年、1昨年と2年にわたり冷害に見まわれ、農産物売却収入は非常に少なかつた。燕麦は26年度約15俵が販売され、昨年はビートは4町作付けされ、反収は1,650斤で価格は3,150円、1昨年は2.5町作付け反収2,600斤、価格3,050円、馬鈴薯は昨年70俵が農協を通じて取扱われ1俵レール渡し600円で取引きされた。

農産物は猿払農協が委託販売している。手数料は5%で少し高いが、委託販売といつても実際は買い取りと同じことになる。

産物の価格は販売時期と品質により異なるけれど、大体第20表の如くである。

第20表 農産物価格 (30.11) (単位 円)

| 種類 | 馬鈴薯(俵) |     | 燕麦(俵) | 裸麦(俵)       | 亞麻(100听) |       |       |       |     | 青豌豆(俵) | ビート(1,000听) |
|----|--------|-----|-------|-------------|----------|-------|-------|-------|-----|--------|-------------|
|    | 農林一    | 紅丸  | 前進2等  |             | 1等       | 2等    | 3等    | 4等    | 5等  | 2等     |             |
| 価格 | 500    | 450 | 1,000 | 2,250~2,300 | 1,300    | 1,200 | 1,100 | 1,000 | 900 | 3,500  | 3,150       |

共済保険については、本年度作物引受面積は大麦3反、小麦3.5反、裸麦11.5反、燕麦157.5反、計175.5反で、被害率3割以上は共済金を受け得られる。収穫皆無のときは反

当り 2,000 円で被害額に応じて支払われる。麦は今年 2 分作位であるから 最高額を受けうる。掛金は反当り約 84 円のほか事務費賦課金を加え 180 円となる。昨年度は引受面積大麦 2 反、小麦 2.5 反、裸麦 4.3 反、燕麦 157.5 反、計 166.3 反で、冷害、一部水害を蒙り支払共済金全額は 58,890 円であつた。

最後に、29 年度の開拓地営農実績調査によると農業取得で家計費の 50% 未満を賄っている農家数は 32 戸中 20 戸、70~50% のものは残り 12 戸で、家計の 7 割以上を農業取得で賄い得る農家は 1 戸も無い。また、農業粗収入 30~20 万の農家は 25 戸、20 万未満が 7 戸となつている。

なお一般に近年うちづく冷害の影響を受け開拓者の家計は逼迫しているが、29 年度につき猿払農協の扱っている購買品の売掛金の残高をみると、1 人 1 月平均月別最低 8,500 円、最高 15,000 円に及び 30 年 3 月末では平均 13,700 円を示した。同年度末売掛金皆無はわずかに 5 戸にすぎなかつた。また農協では信用事業を行なつているが、調査時において農協に貯金しているものは皆無であつた。しかし、開拓者中医療保護を受けているものは 2 名あるが、生活保護を受けている世帯はない。

要するに、本開拓地の立地的関係から冷水害を蒙りやすく、生産力を阻害し生計を脅威するが、平常時においては必ずしも甚だしい低生産性の土地とは考えられない。

#### 4. 畜産、林業関係

まず、畜産について見るに、本開拓地は酪農を主とした畑作経営を目標としているが、現状ではその目標にはまだまだ甚だしい距りがある。

家畜の飼養数は先に示した如く、牛馬とも平均ではほぼ 1 戸 1 頭であるが、その内容を検すれば多数飼養する農家のある反面無所有の農家もあつて平均していない。特に馬より牛の方がその傾向強く、経営目標の一たる酪農は一般に低調である。

馬は 27 戸が耕作用に利用している。

開拓地内には畜産的施設は一つもない。サイロや堆肥舎、尿溜もあぐべきものがない。畜舎も若干のものを除いては極めて粗末である。

29 年度における仔畜生産頭数は馬 1、牛 8、緬羊 2 であり、畜産物としては牛乳 142 石、羊毛 30 貫、けい卵 7,830 個にすぎない。

牛馬の時価は牝牛 2 才 4 万、成牛 6~8 万円、馬はこれよりいく分廉価である。

自家生産肥料としては堆肥 114,300 貫がある。野草などの少ないうえに、堆肥舎の不十分なことが影響している如く思われる。本開拓地で利用した採草地面積は合計 70 町、採草総量は 21 万貫である。(29 年度)

生産牛乳は鬼志別または小石に開拓者各自が搬出している。前者は猿払農協前に搬致

しここから浜頓別の雪印乳業工場のトラックにより、後者は鉄道便により工場所在地の浜頓別まで送られる。

いま、最近1年間における牛乳の生産状況を示すと第21表の如くである。

第21表 牛乳生産状況

| 年月     | 29.10   | 11      | 12     | 30.1   | 2     | 3     | 4     | 5      | 6       | 7       | 8       | 9       | 計        |
|--------|---------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 搾乳戸数   | 5(6)    | 6(7)    | 4(4)   | 3(3)   | 3(3)  | 2(2)  | 4(4)  | 4(5)   | 6(7)    | 7(9)    | 8(10)   | 7(9)    |          |
| 搾乳量(升) | 1,157.6 | 1,069.0 | 435.2  | 243.0  | 133.0 | 121.0 | 312.2 | 516.8  | 1,325.3 | 1,868.3 | 1,434.7 | 1,397.6 | 10,013.7 |
| 金額(円)  | 44,997  | 43,807  | 18,672 | 12,070 | 5,797 | 4,536 | 9,237 | 14,988 | 40,904  | 59,173  | 43,706  | 46,836  | 344,723  |

備考 29.10は外に147升8,856円が市乳として売られた。( )は搾乳頭数を示す。

搾乳頭数は月により異り、冬季が最少であるが搾乳戸数も頭数も漸増している。総石数100石余、金額約35万円である。

調査時の手取り牛乳代は標準乳1升32.8円である。

現在飼育頭数は31であるし、今後は比較的急速に伸び得る可能性がある。

工場における取扱い金額の4%は工場積立として控除されるし、また農協組合の手数料として約4%内外、工場検査料も若干差引かれる。

家畜の種付については、牛は鬼志別で個人が道有種牛を管理しているほか、稚内の畜産組合より人工受精士が浅茅野に駐在している。交尾受精料4,000円である。種馬は鬼志別に村有1、個人所有4あつて処理さる。交尾料2,500円である。

鬼志別には開業獣医1あり、また鬼志別駐在の農業経営指導員も獣医の免状を有し随時診察治療する。

海岸ぞいの浜鬼志別には約550町の村営共同放牧場がある。使用期間は毎年6.1より11.30で、使用料は牛馬とも月1頭当り300円である。

開拓地内には充分なる放牧地なく、野草も少ないので非常に有効であり、海岸なので蚊が少なく好適である。

現在家畜共済保険に加入しているのは成馬3、牛9、このうち当才1で他は2才以上である。道有貸付や中期融資によるものは加入することになつており、牛馬が目標である。

昨年の例で乳牛1頭病死し8万円の保険金を得たが、これに対し保険料は4,958円、外に国費負担1,117円(30.10より1,350円)であつた。

本開拓地における林業関係は、営農や生計上その立地的関係などからして当然重要な役割りを果たすべきであると考えられるが、実際には必ずしもそうでない。

猿払第一について、総面積493町に対し土砂防止林、防風林、共同薪炭林は合計して104町となり、全地積に対し21%余を示して一応面積的には比較的大きい率を示すけれど

も、土砂扨止林と防風林とが87町を占め、土地の保全や防風効果を通じて営農に役立っているが、直接的効果はそう大きくない。

また、現在入植している19戸については、その営農総面積276町のうち薪炭林は86.5町で31%余となり、1戸当りは4.55町であるが、その林相は小径木の散在する程度で現状では薪炭材供給に多きを期待しえない。

入植当時開拓財産として確保された蓄積は約1.5万石であつたが現在なお5~6千石を残している。開墾予定地上の林木は昨年一応切り取られ、ここからは根株以外に薪材に供し得る原木を供しえない。

開拓財産となつた林木や開拓地上の林木を、王子製紙などより直接供給を受けて住宅を建設し、或は薪材に供し、或は製炭したものもあつた。なかには特殊の関係で隣接の三井木材より用材の払下を受け住宅を建てなおしたものもあり、この点では開拓地上やその近隣に林木蓄積の無かつた土地への入植者とは、自ら異なるものがあつたのはもちろんである。

29年度における林産物生産高は木炭400俵(8貫俵)、3,200貫のみである。

本開拓地内には現在炭窯は4戸が4基を持っているに過ぎない。旧国有林内に入植せる農家は半年間製炭するも、他は冬季3箇月間のみ焼き、大体月に2.5回製炭し1窯の生産量は16~25俵である。原木は国有林より縁故払下を受けるか、あるいは王子造林より買入れるが、開拓財産たる開拓地上の林木を開協より入手する。国有林材を買受け使用するものはやや永続性あるも、他は近く原材難に追い込まれる。

個人所有の薪炭林は目下製炭原木に使用するほどの内容を持っていない。現在薪炭材には開墾地上にあつた林木の残材や根株材を主として用いている。

製品は大量生産者は稚内市の卸売業者と取引するが、他は猿払農協を通じて処分する。昨年は買取価格500円、小売店には520円で渡し、市街地の小売相場は550円であつたが、今年はそれぞれ450円、480円、550円である。

開拓者中農閑を利してというより、むしろ賃労働収入をあげるため冬山造材に従事したものは14名であつた。うち杣夫は2名、他は馬夫、雑夫である。労働場所は地区内に、或は沼川、置戸、落ノ台、上川地方に縁故を頼り出稼ぎするが、馬夫で順調に仕事がすすんだときは月に1.5万円を送金し得るもの数名もあるが、気候の関係や使用馬匹の体格に影響され多額の取得をあげ得ないことも屢々である。昨年は雑夫で夏山は日給350~400円冬山は480円位であつた。

今年度は水害による甚大な損害を補うため、すでに夏秋季より出稼ぎに従事するものあり、また猿払村としても水害対策の1として、稚内営林署より薪炭材2,000石の払下げを受け製薪販売をさせようとしており、この種賃労働収入も例外的に多額となるものと予

想される。

### III. 農業協同組合

本開拓地に関するものとして猿払村開拓農業協同組合(以下猿払開協と略称)と猿払村農業協同組合(以下猿払農協と略称)とがある。いずれも事務所は鬼志別市街地にある。

猿払開協は昭和23年9月3日の設立にかかり、猿払村一円の全開拓者を組合員とし、地区としては猿払第1, 猿払第2, 鬼志別, シネシンコ, 浅茅野, 浅茅野台地及び上猿払の7を含み、29年度末組合員数は184名である。組合員の増加状況は第22表の如くである。

第22表 年度別組合員数

| 年 度 | 22年以前 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 計   |
|-----|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 戸 数 | 48    | 5  | 25 | 22 | 10 | 37 | 17 | 25 | 184 |

組合員は出身別に見ると山形県、道内出身が約1/3づつを占め、樺太引揚者と拓植実習場出身者とが残余を占めている。

役員としては理事8名、監事3名で、職員は参事1名、事務員2名である。

組合員の出資金は1口500円、組合員は出資1口以上を持たねばならないが、200口を越えてはいけない。現在総口数1,177、出資金総額588,500円である。賦課金は組合員割年額1,400円(地区協議会の加入金200円と住宅災害共済金100円を含む)、開墾反別割は1反10円、家畜割は大家畜1頭200円、小家畜(綿羊)1頭100円である。また、特別賦課金としては、補助金歩金は開墾7.5分、住宅3分、森林事業歩金は2割で、外に特融家畜資金については3分が課される。

本組合の主なる事業としては信用業務、購買事業、開拓地を対照とする建設諸事業で、生産品の販売事業や購買事業中の生活諸物資の供給などは、主として猿払農協が扱っている。

共同生産施設としては浅茅野台地に澱粉工場1棟30坪、500,000円とこれに附帯し乾燥場1棟12坪150,000円、その他計750,000円がある。本澱粉工場は昭和27年政府資金により建設されたもので、現在は台地部落民が工場利用組合を組織し、固定資産税及び年償却金相当額を開協に納入し、その他は独立採算的経営を行なっている。普通馬鈴薯7俵に対し澱粉1袋が引きあてられる。本調査開拓者は現在これを利用していない。

次に、29年度における主なる事業の概要を述べる。

購買事業は年度内仕入額は売却額に等しく約132万円、この内訳は生産資材95万円で残りは食糧品で37万円ある。生産資材中無機質肥料が約54万円で全額の40%となり、そ

の他は 41 万円となつている。生産資材について系統機関経由の分は約 80 万円で 84% に当る。

本開拓地における 29 年度の主なる生産資材の配付状況は第 23 表の如くである。

第 23 表 種子、肥料及び農薬配分表 (29 年)

|        | 品 目       | 数 量  | 単 価<br>(円) | 金 額<br>(円) |
|--------|-----------|------|------------|------------|
| 肥<br>料 | 過 磷 酸 石 灰 | 87メ  | 551.05     | 47,941.35  |
|        | 硫 安       | 31メ  | 885.80     | 27,459.80  |
|        | 硫 化 加 里   | 11メ  | 1,339.00   | 14,729.00  |
| 種<br>子 | チ モ シ     | 200斤 | 154.50     | 30,900.00  |
|        | オ チャード    | 30斤  | 175.10     | 5,253.00   |
|        | 赤 ク ロ バ ー | 49斤  | 257.50     | 12,617.50  |
|        | 白 ク ロ バ ー | 15斤  | 453.20     | 6,798.00   |
|        | デントコーン    | 1メ   | 3,605.00   | 3,605.00   |
| 農<br>薬 | 砒 酸 石 灰   | 20袋  | 50.00      | 1,000.00   |
|        | 王 銅       | 30袋  | 98.60      | 2,808.00   |
|        | ロ テ ゾ ール  | 12瓶  | 100.00     | 1,200.00   |

建設事業としては、土壌改良について炭カルや磷酸質肥料等の改良資材の購入資金額は総額 391,500 円で、その内補助金 305,550 円自己資金は 85,950 円である。前年度 (28) より約 9 万円の増である。

開墾は既定及び冷害予算分を合し検定面積 228.9 町、補助金額約 970 万で、前年度は検定面積 127 町、補助金額 534 万、ほかに客土 6 戸 3 町、20 万円であつた。

住宅は 25 戸で補助金額 257.5 万円、前年度は 18 戸 165.5 万円であつた。

農道は請負総額約 189.5 万円で、前年はわずかに 39 万円に過ぎなかつた。

森林事業としては開協が立木を購入しこれを組合員に払下げているが、この事業を運営するため森林事業運営委員会がある。29 年度における本事業は第 24 表の通りである。

第 24 表 森 林 事 業 (29 年度) (単位 円)

| 立 木 種 類   | 木代金総額     | 木代金歩金   | 伐木経費   | 差引利益    |
|-----------|-----------|---------|--------|---------|
| 開 拓 財 産   | 554,000   | 110,800 |        |         |
| その他 (国有林) | 970,000   | 194,000 |        |         |
| 計         | 1,524,000 | 304,800 | 73,010 | 231,790 |

備考 木代金歩金とは組合から組合員に売る場合の利益で木代金の 20%

なお、29 年度本開拓地について開墾補助金は検定反別 32 町 3 反 9、補助金額 1,349,244

円である。また、反別割としては基礎反別 121 町 67, 反別割 12,167 円である。

更に、本開協全体につき開拓融資保証制度の利用状況をみると第 25 表の如くである。

第 25 表 開拓融資保証制度利用概況

| 年 度 | 加盟有資格<br>戸 数 | 既 加 盟<br>戸 数 | 融 資 保 証<br>基金造成額<br>(円) | 開拓融資保証<br>協会出資額<br>(円) | 営農振興資金<br>借 入 額<br>(円) | 返 済 額<br>(円) |
|-----|--------------|--------------|-------------------------|------------------------|------------------------|--------------|
| 28  | 67           | 67           | 100,000                 | 100,000                | 1,000,000              | 1,000,000    |
| 29  | 159          | 159          | 165,000                 | 150,000                | 443,000                | 443,000      |

この制度は開拓者資金融通法による政府資金の貸付が打切りとなつた助成入植者ならびに非助成入植者の信用を補強し、短期の営農資金の導入を容易にするため、25 年 2 月より制定運営されてきたものである。

本開協を通じた借入金の費途は主として春肥ならびに種子購入である。

最後に、30 年 3 月末日における貸借対照関係を見るに、総額 2,942 万円で、借方について最も大きいのはもちろん開拓事業のそれで、各種資金貸付 その他を含み総額約 2,153 万円に近く総額の 73% 余となり、次いで信用事業資産は 302 万円であるが、その他の項に含まれる立替金を始めとして各種の未収金が 310 万余も計上されている状態である。固定資産は約 120 万円で、このうちでは前掲の澱粉工場関係の 75 万が大きいだけである。購買事業資産は約 48 万で、そのうち購買品売掛金が 37.8 万円、購買前渡金が 10.1 万円となっている。

貸方については開拓事業負債が 2,587 万円に上り、各種借入金のほかに各種補助仮受金や償還金未納金が含まれている。資本金は前掲の如く出資金 58 万 8,500 円で信用事業借入金は 57 万円である。購買事業の購買品買掛金は 9 万円に近い。なお、その他の項目は 220 万となり仮受金 143 万円、未払金 60 万円が主なものである。

次に、損益計算状況は利益 212.6 万円、損失 222 万円で差引本年度は 9.4 万円の損失金を計上している。利益について一番多額なのは開拓事業費の特別賦課金の 124 万円、次いで指導事業費中の賦課金 35 万円となり、各種事業の貸付金の利息は約 28 万で、ほかに事業外収入 12 万がある。

損失の部では管理部の経費が 157 万円で最も大きく、そのうち人件費が 95 万をこえている。事業外費用は 32 万円、前期損益修正損が 10.9 万円であるが、各種事業を通じ借入利息は合計して約 21 万円余となつている。教育情報などにはほとんど支出されていない。

猿払農協の地区は猿払村一帯を区域とし、正、準組合員からなる。

正組合員の資格は 3 段歩以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの、また 1 年のうち 90 日以上農業に従事する農民でその住所がこの組合の地区内にあるものである。準組合員の資格はこの組合の地区内に住所を有する

個人でこの組合の施設を利用することが適当であると認められるもの、この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合及びこの組合の地区内に住所を有する農民の協同組織体であつて、この組合の施設を利用することが適当であると認められるものである。

現在組合員は133名で、関係地区内有資格者は207名でその6割にあたる。本調査地内開拓者は全員加入しており、その出資は225口で1口500円、出資総金額112,500円である。29年度における猿払農協の出資金総額は225,000円で、調査開拓地開拓者の出資額は総額の約半ばにあたる。

猿払農協では出資金を固定資産額の $\frac{140}{100}$ (約51万円)を目標に増資すべく組合員に呼びかけ、また未加入者の組合加入に努めている。

開拓者は開協と一般農協に二重加入を余義なくされている。

開拓者は年額200円を賦課金的な意味で農協に納入している。また、生産物委託販売手数料は売上価格の5%である。比較的高率なのは委託販売といつても、実質は買取りとあまり差がないのによる。

農協の事業としては信用、販売、購買及び共済事業などをあげうるが、一般に概して低調であり、施設としてあぐべきものは見あたらない。

信用事業は29年度から始められたが、冷害と経済的不況のため振わない。現在開拓者で貯金しておるものは皆無である。

販売事業についても冷害と水害のため、開拓者としてこれを利用した戸数と数量は共に極めて少ない。生産牛乳にしても雪印乳業のトラックで工場まで搬出している現況である。

購買事業としては生活必需品はもとより、肥料薬剤などの生産資材に及んでおり、29年度の売上額は予定を上まわり800万円を越えたが、これまた冷害不況により売掛金は113万円に上った。

最後に貸借対照関係をみるに、借方貸方とも253万円であるが、借方では購買品売掛金が113万円でめだち棚卸資産は44万円である。信用事業資産は54万円で、そのうち貸出金39万円、固定資産は部外出資27万円を加え37万円にすぎない。貸方では信用事業負債113万円、経済事業の負債123万円のうち購買品掛金61万円、事業借入金37万円、事業雑負債25万円である。自己資本として出資金23万円あるが、繰越し欠損金37万円もあり、利益金を加算しても17万円に満たない。

次に、損益計算をみると、収益総額113万円で、そのうち購買は85万円、販売は23万円で大部分を占める。事業費用は大部分が管理費で総額85万円、事業外の方も加算して差引31.2万円の利益をあげている。

## IV. 農家経済調査

### 1. 調査農家の前歴

家族数、作付面積、飼養家畜数、営農成績および入地年度などの諸点を考慮して、全農家 32 戸中より 10 戸を選んで調査農家とした。昭和 24 年度入植者より 8 戸、昭和 25 年度より 1 戸、昭和 26 年度より 1 戸、合計 10 戸である。

調査は訪問、聴取の方法によつて、農業経営、家計など農家経済の全般にわたり、昭和 29 年 11 月より昭和 30 年 10 月までの 1 年間について行なつた。ただし作付面積、農産物の収穫および販売量については昭和 30 年のものを採用した。調査とその取りまとめにあつては、とくに農家経済を全体として把握することに留意した。

各農家について前住所、前職業、入地年度をみると第 26 表の通りである。調査農家の番号は入地年度の順につけ、さらに同年度内では作付面積の大きさの順にならべてあるが、この順序は必ずしも営農の成績を意味するものではない。

第 26 表 前住所、前職、入地年度

| 種別    | 農家番号 No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 入地前住所 | 樺太         | 樺太    | 樺太    | 樺太    | 樺太    | 樺太    | 樺太    | 樺太    | 稚内市   | 樺太     |
| 入地前職業 | 農業         | 農業    | 農業    | 農業    | 農業    | 農業    | 農業    | 杣夫    | 農業    | 半農半漁   |
| 入地年度  | 昭24        | 昭24   | 昭24   | 昭24   | 昭24   | 昭24   | 昭24   | 昭24   | 昭25   | 昭26    |

第 26 表によると 10 戸のうち 9 戸が樺太からの引揚者であり、また半農半漁のものを含めて 9 戸が農業を前職としている。

### 2. 土 地

まず、生産手段のうち最も重要な土地についてみると第 27 表のとおりである。

第 27 表 土 地 (単位 反歩)

| 種別    | 農家番号 No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均    |
|-------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 配当地合計 | 136        | 155.5 | —     | —     | 135   | 148   | 142   | 161   | 152.6 | —      | 147.2 |
| 開墾面積  | 77         | 80.5  | 77    | 67.5  | 61    | 64    | 59    | 55.9  | 79.5  | 64     | 68.5  |
| 作付面積  | 75         | 74.5  | 74.5  | 67.5  | 60    | 55.7  | 55.5  | 53    | 50.5  | 50     | 61.6  |
| 附帯林野  | 59         | 74    | —     | —     | 72    | 84    | 83    | 92.5  | 72    | —      | 76.6  |

註 1. 附帯林野とは附帯地として配当された薪炭備林、放牧採草地などをさす。配当地合計に含まれている。

註 2. No. 3, No. 4, No. 10 の土地は未だ未分割であり、従つて売払処分をうけていないものである。

註 3. 配当地合計、附帯林野の平均は未分割のものを除く 7 戸の平均である。

各農家に配当された土地は耕地のほかに放牧地、薪炭備林、宅地などを含めて15町内外である。表に示したようにNo. 3, No. 4, No. 10の土地は未だ未分割のもので、売払処分をうけていないものである。将来は15町位づつ配当される予定になつてはいるが、現在はおおよそ配当になると思われる自宅附近の土地を開墾、耕作している。これら土地未分割のものを除く7戸の配当地平均は14町7反である。

開墾面積は調査時までの既開墾地の合計で、必ずしも開墾補助の対象となつた面積と一致しない。既開墾地の面積は平均6町8反である。土地未分割のものを除く7戸につき、配当地面積に対する開墾面積の割合は平均46%である。この割合は各々の農家によりかなり異なるようである。これは入地年度、稼働労力によるほか地形、土壌などの条件によるものである。

作付面積は平均約5町2反で、開墾面積の90%にあたる。開墾面積と作付面積の一致しないわけは29年までの既開墾地のなかに不作付地が若干あるのと、30年の新開墾地は殆んど作付されていないためである。

開墾の年別進行状態と作付面積の年別変遷をみると第28, 29表の示す通りである。

第28表 開墾の進行状態

(単位 反歩)

| 農家番号<br>年別 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 昭 24       | 15    | —     | 15    | 10    | —     | 16.7  | —     | —     | —     | —      |
| 25         | 20    | 30    | 14    | 12    | 16    | 12    | 17.6  | 20.1  | 6.9   | —      |
| 26         | 15    | 8.5   | 8     | 5     | 8     | 11    | 18.9  | 8.8   | 8.3   | 28     |
| 27         | 2     | 26.5  | 14    | 5     | 12    | 5.3   | 5.7   | 18.6  | 5.3   | 7      |
| 28         | 20    | 9.5   | 12    | 3     | 11    | 6.5   | 11.3  | 8.0   | 12    | 15     |
| 29         | —     | —     | 9     | 32.5  | 9     | 6.5   | 3.5   | 5.4   | 32    | 5      |
| 30         | 5     | 6     | 5     | —     | 5     | 6     | 7     | —     | 15    | 14     |
| 合計         | 77    | 80.5  | 77    | 67.5  | 61    | 64    | 59    | 55.9  | 79.5  | 64     |

第29表 作付面積の変遷

(単位 反歩)

| 農家番号<br>年別 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 昭 24       | 6     | —     | 15    | 10    | —     | 16    | —     | —     | —     | —      |
| 25         | 20    | 30    | 29    | 22    | 16    | 20    | 17.6  | 6     | 6.9   | —      |
| 26         | 30    | 38.5  | 34    | 27    | 24    | 28    | 31.5  | 20.1  | 15    | 15     |
| 27         | 50    | 65    | 44    | 32    | 36    | 39    | 37.2  | 28.9  | 20    | 28     |
| 28         | 50    | 74.5  | 68    | 35    | 47    | 44    | 48.5  | 42.5  | 30    | 30     |
| 29         | 72    | 74.5  | 68    | 67.5  | 56    | 55    | 52    | 50.5  | 40    | 45     |
| 30         | 75    | 74.5  | 74.5  | 67.5  | 60    | 55.7  | 55.5  | 53    | 50.5  | 50     |

開墾の進行状態は各農家によつていくらかずつ異なるも、一般に1~2年の間の開墾面積が最も大きく、5~6年の間に開墾を一応終るか、またはその後の面積が少なくなる傾向がある。

作付面積は年をおうて増加するが、5~6年後には殆んどその変化をみとめぬ程度の増加を示すにすぎない。

土地は、表層は沖積土で極めて肥沃であるが、下層は粘土質で透水性が極めて悪い。土地改良のための炭酸カルシウムは10戸のうち7戸が施用している。また排水工事を費用をかけずに、自家労働力の範囲で行なっている農家が多い。

### 3. 労働力

各農家の労働力についてみると第30表の如くである。

第30表 労働力

| 種別           | 農家番号 | No. 1     | No. 2     | No. 3                       | No. 4     | No. 5     | No. 6    | No. 7              | No. 8     | No. 9    | No. 10       | 平均          |
|--------------|------|-----------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|----------|--------------------|-----------|----------|--------------|-------------|
| 家族数(人)       |      | 6(1)      | 11(2)     | 10(5)                       | 9(4)      | 7(2)      | 2(1)     | 4(1)               | 7(4)      | 5(3)     | 4            | 6.5(2.3)    |
| 自家農業従事者数(人)  |      | 4(1)      | 4(1)      | 4(2)                        | 5(2)      | 4(1)      | 2(1)     | 3(1)               | 4(1)      | 3(1)     | 3            | 3.4(1.1)    |
| 自家農業従事日数(日)  |      | 414       | 467       | 581                         | 485       | 570       | 325      | 396                | 373       | 275      | 413          | 430         |
| 農業賃労働日数(日)   |      | —         | 3人<br>11  | —                           | —         | —         | 1人<br>2  | —                  | —         | —        | —            | 0.4人<br>1   |
| 林業賃労働日数(日)   |      | 2人<br>300 | 3人<br>369 | 1人<br>60                    | 2人<br>392 | 1人<br>104 | 1人<br>20 | 2人<br>94           | 2人<br>130 | 1人<br>15 | 2人<br>45     | 1.7人<br>153 |
| その他の賃労働日数(日) |      | 2人<br>36  | 3人<br>10  | 1人<br>36                    | 1人<br>5   | 1人<br>4   | 1人<br>23 | 1人<br>22           | 2人<br>26  | 1人<br>60 | 2人<br>102    | 1.5人<br>32  |
| 製炭・薪採取日数(日)  |      | 19        | 30        | 30                          | 40        | 96        | 18       | 55                 | 30        | 54       | 40           | 46          |
| 特殊取業その他      |      | —         | —         | (世帯主)豊里部落会長、農業者組合監事(祖父)民生委員 | —         | —         | —        | 家族は他に別居2人三井木材山林巡視員 | 部落会役員(関係) | —        | 部落会役員(実行組合長) | —           |

註 1. ( )内は女性の数。 2. 従事日数は延数を示す。

表中、自家農業従事者数とはこの調査の期間、すなわち昭和29年11月より昭和30年10月までの間に実際に働いた者ないしは稼働可能な労働力の実数である。この中には、常時は殆んど斫伐労働に従事している者が、No. 1に1人、No. 4に2人みられる。No. 3は自家農業従事者4人中2人が老令のため稼働日数は他の家族と同じ位働いているが能率が半人前位しかあがらず、稼働力不足のため中学生1人が70日稼働している。またNo. 9の稼働労働力3人のうち1人は昭和30年9月より稼働したものである。

家族数は2~11人、平均6.5人でそのうち2.3人が女である。自家の農業に従事する者は2~5人で平均3.4人となっている。

自家農業従事日数は各戸平均430日であるが、これには前にのべた中学生の稼働日数も含まれており、これを除いた平均は423日である。この423日を自家農業従事者数の平均3.4人で除すと、1人あたり年間稼働日数は124日で極めて少ない。これは先にのべた常時斫伐に従事する者などを含むためとはいえ少ないようである。

林業賃労働には全戸がこれに従事している。平均1.7人、153日であり、1人年間90日となる。

その他の賃労働は、冷害対策の救農土木事業、役場の薪きりなどである。平均1.5人、32日間これに従事している。

製炭・薪採取従事日数において、製炭を行なったのはNo.5、No.7、No.9の3戸で、その他は薪採取日数を示す。平均46日となっている。

いま、平均について年間の稼働状況の比率を求めると、自家農業従事日数が年間稼働日数の65%、炭焼・薪採取日数が6.9%、林業賃労働従事日数が23.1%、農業被備を含めたその他の賃労働従事日数が5%である。

炭焼・薪採取と林業賃労働を合せると年間稼働日数の30%にあたり、水害および冷害の影響で恒常性を欠くきらいがないでもないが、自家労働力配分のうえからみて極めて重要なウェイトをもつものである。労働力配分上林業のための稼働日数のしめるウェイトは個々の農家でみると必ずしも一様でない。最低のNo.6で9.5%、最高ではNo.4の46.9%、ついでNo.2が45%をしめている。

他の職業に専門に従事している者はないが、No.3はかなり多くの公職をもっている。

農業への被備は2戸においてみられ、平均0.4人、1日で極めて少ない。

農業のための雇傭は10戸のうち8戸においてみられるが、No.4の70日、No.9の180日をのぞいては延日数は少ない。

農業労働力雇傭の状況は第31表の如くである。

第31表 農業労働力雇傭状況 (延人数)

(単位 人)

| 種別  | 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9     | No. 10 | 平均         |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|--------|------------|
| 臨時傭 |      | 7     | 20    | —     | 70    | —     | 7     | 20    | 10    | 30        | 30     | 19         |
| 季節傭 |      | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 2人<br>150 | —      | 0.2人<br>15 |
| 計   |      | 7     | 20    | —     | 70    | —     | 7     | 20    | 10    | 180       | 30     | 34         |

註 手伝、手間替などは含まれていない。

No. 4 と No. 9 が比較的雇傭労働力が多いのは、No. 4 は自家労働力 5 人のうち 2 人が殆んど常時斫伐作業に従事している者であり、No. 9 は 3 人のうち 1 人は昭和 30 年 9 月から稼働した者であつて、何れも作付面積の割に自家労働力が少ないためであると思われる。

農業労働力を雇傭するのは臨時傭が 10 戸中 8 戸で、季節傭が 1 戸である。10 戸で平均すると延人数は臨時が 19 人、季節が 15 人で合計 34 人である。農業雇傭労働力は自家労働力の農業従事日数 430 日の 8% にあたる。

臨時傭を使用する時期は、除草および収穫が主なものであり、他は馬耕が 1 戸あつたのみである。No. 9 の季節傭の時期は 4~6 月が 1 人、5~7 月が 1 人となつている。その他に雇傭労働力ではなしに、農家間の労働力交換として手間替や手伝が主として収穫期に行なわれている。手間替をうけた農家は 10 戸中 5 戸で、1 年間に各戸とも 9~30 人である。手間替、手伝は借りた手間は必ず返すのが普通であるから、自家農業従事日数で相殺されるものである。

自家の農業に従事した家族労働力の延人数(延日数)と農業雇傭労働力の延人数を加えると、各戸の農業に投下した労働力の総人数がわかる。これを作付面積で除すると反当り投下労働力をうる。これは第 32 表の通りである。

第 32 表 反当り投下労働力

(単位 人)

| 農家番号   | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 反当り労働力 | 5.6   | 6.5   | 7.8   | 8.2   | 9.5   | 6.0   | 7.5   | 7.2   | 9.0   | 8.9    | 7.5 |

反当りの投下労働力は 5.6~9.5 人、平均 7.5 人である。例年に比し降水日数が多く、また作物冠水によるあと仕末などのため、反当り投下労働力が比較的少なかつたものと思われる。

#### 4. 生産手段

土地以外の生産手段、すなわち、家畜、農器具、施設および肥料についてみよう。

家畜の飼育状況は第 33 表の如くである。

第 33 表 家畜飼育状況

| 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----------|
| 馬    | 1     | 2     | 1     | 1     | 1     | —     | 2(1)  | 1     | 1     | 1      | 1.1(0.1) |
| 牛    | 3(2)  | 2(1)  | 3(1)  | —     | —     | 1     | 1     | 1     | 2(1)  | 1(1)   | 1.4(0.6) |
| 羊    | 1     | 2     | 5     | —     | —     | —     | 1     | 4     | 1     | —      | 1.4      |
| 鶏    | —     | 10    | 10    | —     | 10    | 9     | 10    | 9     | —     | 3      | 6.1      |
| その他  | —     | 兎 2   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 山羊 1   | —        |

註 ( ) 内は仔の数。

馬は1戸をのぞく9戸が飼育しており平均1.1頭である。牛は10戸のうち8戸が飼育している。平均1.4頭、うち仔が0.6頭である。ほとんどが北海道の貸付牛である。すなわち、仔を貸りて、のちに仔を返済するわけである。No.1は現在の飼育頭数は3頭であるが、最近まで5頭飼育していたものである。No.1, No.2, No.6の4戸がすでに搾乳し販売している。

その他の家畜では、緬羊、鶏などが比較的普及している。緬羊は平均1.4頭、鶏は平均6.1頭である。

調査期間に放牧や繋牧を行つたことのある農家は10戸のうち8戸で、殆んどの家畜が主として牧草の刈あとに放牧、繋牧される。放牧、繋牧は労働力と飼料の節約に資するどころ極めて大である。また、浜鬼志別に村営牧場があり、10戸のうち6戸がこれを利用している。利用される期間は大体6月～11月までの間である。

つぎに比較的大きな農具、すなわち、手グワ、手ガマなどを含め比較的に財産的価値を有するものにつきみると第34表の通りである。

第34表 農機具所有状況

| 種 類       | 農家番号      | No. 1                                 | No. 2                           | No. 3                    | No. 4    | No. 5     | No. 6                                | No. 7     | No. 8     | No. 9     | No. 10    | 平均  |
|-----------|-----------|---------------------------------------|---------------------------------|--------------------------|----------|-----------|--------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| プ ラ オ     |           | 1                                     | 1                               | 2                        | 1 (2戸共同) | 1         | 1                                    | 1         | 1         | 2         | 1         | 1.1 |
| ハ ロ ー     |           | 1                                     | 1                               | 1                        | —        | 1         | 1                                    | 1         | 1         | 1         | 1         | 0.9 |
| カルチベーター   |           | 1                                     | —                               | —                        | —        | —         | —                                    | 1         | —         | —         | —         | 0.2 |
| ウ ネ タ ネ   |           | —                                     | 1                               | —                        | —        | 1         | —                                    | 1         | 1         | —         | —         | 0.4 |
| ス ジ キ リ   |           | 1                                     | —                               | 1                        | —        | —         | —                                    | —         | —         | 1         | —         | 0.3 |
| 噴 霧 器     |           | 1                                     | —                               | 1                        | —        | —         | 1                                    | —         | 1         | 1         | —         | 0.5 |
| 撒 粉 器     |           | 1                                     | —                               | —                        | —        | 1         | —                                    | —         | —         | —         | —         | 0.2 |
| 脱 穀 機     |           | —                                     | 1                               | 1                        | —        | 1         | 1                                    | 1         | 1         | 1         | —         | 0.7 |
| ト ー ミ     |           | 1                                     | —                               | 1                        | —        | 1         | 1                                    | —         | —         | 1         | 1         | 0.6 |
| 発 動 機     | 1) (6戸共同) | —                                     | —                               | —                        | —        | —         | —                                    | —         | —         | 1) (6戸共同) | —         | —   |
| 精 麦 機     | 1) (6戸共同) | —                                     | —                               | —                        | —        | —         | —                                    | —         | —         | 1) (6戸共同) | —         | —   |
| 馬 車       |           | 1                                     | 1                               | 1                        | —        | —         | —                                    | 1         | —         | 1         | —         | 0.5 |
| バ チ バ チ 機 |           | 1                                     | 2                               | 1                        | 1        | 1         | —                                    | 1         | 1         | 1         | 1         | 1.0 |
| そ の 他     |           | リヤカー<br>自転車,<br>杣道具2<br>式, 牛乳<br>輸送管2 | ノコ,<br>マサカ<br>リ, 牛<br>乳輸送<br>管3 | 杣道具<br>1式,<br>牛乳輸<br>送管4 | —        | 杣道具<br>1式 | 草切器,<br>杣道具1<br>式, 牛乳<br>輸送管,<br>冷却管 | 杣道具<br>1式 | 杣道具<br>2式 | 杣道具1<br>式 | 杣道具<br>1式 | —   |

註 共同所有の分は平均に含まれていない。

共同所有のものを除くと、1戸につき平均1台以上のものはプラオとバチバチ機である。次いでハローの平均0.9、脱穀機の平均0.7の順となつている。各農家ごとにもみるとかなりの差があり、No.4は共同所有のプラオとバチバチ機よりなく、極めて乏しい所有状況

を示しているに反し、No. 1, No. 9 は特に整つた状態にある。

施設については第 35 表の示す通りである。

第 35 表 施設 の 状 況

| 種別     | 農家番号 | No. 1         | No. 2         | No. 3                          | No. 4        | No. 5           | No. 6          | No. 7           | No. 8        | No. 9                   | No. 10       |
|--------|------|---------------|---------------|--------------------------------|--------------|-----------------|----------------|-----------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 住宅     |      | 本建丸太積根平屋 14坪  | 本建丸太積根平屋 9.5坪 | 本建土壁根平屋 13.5坪<br>本建丸太積根平屋 4.5坪 | 本建丸太積根平屋 10坪 | 本建丸太積根平屋 14坪    | 本建丸太積根平屋 11.5坪 | 本建板壁根平屋 24坪     | 本建板壁根平屋 21坪  | 本建板壁根平屋 (中2階とれる) 17.75坪 | 本建丸太積根平屋 13坪 |
| 畜舎     |      | 本建土壁根二階平屋 20坪 | 掘立草壁草根平屋 28坪  | 本建土壁板根平屋 12.5坪                 | 掘立丸太積根平屋 6坪  | 掘立丸太積根平屋 6坪     | 丸太積根平屋 11坪     | 掘立丸太積根平屋 7.5坪   | 掘立丸太積根平屋 14坪 | 建築中 14坪                 | 掘立草壁草根平屋 8坪  |
| 物置納屋   |      | 上に含む          | 上に含む          | 草小屋 2棟 (10+10)坪                | 上に含む         | 上に含む            | 上に含む           | 本建丸太積根平屋 7.5坪   | 住宅の一部を使用     | 上に含む                    | サシカケ 4.5坪    |
| その他の施設 |      | —             | —             | —                              | —            | 鶏舎 (3坪)<br>炭窯 1 | —              | 鶏舎 (2坪)<br>炭窯 1 | 鶏舎 (5坪)      | 炭窯 (現在は3月まであつた)         | —            |

施設としては住宅、畜舎および物置納屋などが主なものである。

住宅は各戸とも本建築であり、壁が丸太積で根屋根の家が多い。住宅は比較的とのつており、なかには非常に立派なものもある。しかし、一般に坪数が少ないようである。住宅は大部分の農家が建築資材としての立木の払下げを受けており、これを利用して建築したものである。

いま、入植後現在までの払下げ立木材積の概数を示すと第 36 表の如くである。平均 410 石の払下げをうけているが、道の払下げは大体 300 石が基準であつて、その他は王子製紙などからの払下げの分である。

第 36 表 立木払下げ石数

(単位 石)

| 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 立木石数 | 600   | 388   | 360   | 460   | 330   | 300   | 300   | 340   | 1,000 | 410    | 410 |

畜舎、物置納屋の設備は一部の農家を除くと整備されていない。

その他の施設としては鶏舎をもつものが 3 戸、炭窯をもつものが 2 戸ある。

風呂はNo.4の1戸を除いて9戸が備えている。飲料水はNo.3のみ湧水を利用して  
いるにすぎず、他は流水を飲料に供しており、衛生上好ましくない。燈火はすべて石油ラ  
ンプである。

その他の生産手段として重要なものに肥料がある。購入金肥と堆厩肥の使用状況は第  
37表に示される。

第37表 購入肥料および堆厩肥使用状況

(単位 俵)

| 種別              | 農家番号  |        |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均    |
|-----------------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|
|                 | No. 1 | No. 2  | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |       |
| 過 燐 酸 石 灰       | 7     | 10     | 5     | 5     | 4     | 2     | 3     | 10    | 5     | 5      | 5.6   |
| 硫 安             | 3     | 3      | —     | 1     | 1     | 1     | 2     | 2     | 3     | 1      | 1.7   |
| 加 里             | 1     | —      | 1     | 1     | —     | —     | 0.4   | 2     | 2     | 2      | 1.2   |
| 堆 厩 肥 使 用 量 (貫) | 3,000 | 20,000 | 6,000 | 2,500 | 2,000 | 2,500 | 6,000 | 800   | 5,000 | 2,000  | 4,980 |

註 過燐酸、硫安は1俵10貫、加里は1俵8貫である。

購入肥料は過燐酸石灰、硫安、加里に限らないが大部分はこの3種である。また、堆  
厩肥使用量はおおよその数字である。

牧草地を除く作付面積に対し、反当りの施用量を算出すると、過燐酸1.0貫、硫安0.3  
貫、加里0.2貫、堆厩肥85貫となる。金肥の反当り使用量は少ないようである。

堆厩肥以外の自給肥料として木灰を使用した農家が2戸ある。その数量はNo.2が6  
貫、No.3が6俵である。

## 5. 作付状況

以上述べてきたような農業経営の諸条件のもとで耕作が行なわれている。作物の種類  
別作付面積は第38表の如くである。これは昭和29年の秋蒔と昭和30年の春蒔との合計  
である。

第38表 作付状況

(単位 反歩)

| 種類      | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
|         | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |     |
| 大 麦     | —     | —     | 2     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 1      | 0.3 |
| 小 麦     | —     | 0.5   | —     | —     | —     | 1     | —     | —     | —     | 1      | 0.3 |
| 裸 麦     | 3     | —     | —     | —     | 3     | —     | —     | —     | —     | 1      | 0.7 |
| ソ バ     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 2.5   | —      | 0.3 |
| イ ナ キ ビ | —     | —     | —     | —     | 1     | —     | —     | 0.5   | 2     | 1      | 0.5 |
| ア ワ     | 1     | —     | —     | —     | —     | 1     | —     | —     | 1     | 1      | 0.4 |
| 馬 鈴 薯   | 5     | 11    | 5     | 5     | 3.5   | 2     | 3     | 6.5   | 4.5   | 4      | 5.0 |

| 種<br>類  | 農家番号<br>No. 1 | No. 2 | No. 3    | No. 4 | No. 5 | No. 6      | No. 7 | No. 8 | No. 9    | No. 10       | 平均   |
|---------|---------------|-------|----------|-------|-------|------------|-------|-------|----------|--------------|------|
| 大豆      | —             | —     | }        | —     | —     | 合せて<br>0.4 | —     | 0.5   | }        | 1            | 0.2  |
| 小豆      | —             | —     |          | —     | 1     |            | —     | —     |          | —            | —    |
| エンドウ    | 2             | 2     | 1.5      | 3     | 3.5   | }          | 2     | 1.5   | 合せて<br>1 | 1            | 2.0  |
| 菜豆      | 0.3           | —     | 2        | 1     | 3     |            | —     | 1     |          | 0.5          | 1    |
| トモロコシ   | —             | 1     | 合せて<br>1 | 0.5   | 1     | 1          | 1     | 0.5   | 0.5      | 3            | 0.9  |
| 燕 麦     | 9(内2<br>青刈)   | 7     |          | 6     | 5     | 8          | 6     | 8     | 7        | 10(内3<br>青刈) | 9    |
| デントコーン  | 1             | 2     | 2        | —     | —     | 1.2        | 2     | 1     | 2        | 1            | 1.2  |
| ア マ     | —             | —     | 1        | 3     | —     | —          | —     | 1     | —        | 2            | 0.7  |
| ビ ー ト   | 1.5           | —     | 3        | —     | 1     | —          | 1.5   | 2     | —        | 4            | 1.3  |
| 家畜ビート   | 2             | 1     | —        | —     | —     | 1.5        | —     | —     | —        | —            | 0.5  |
| ル タ パ カ | —             | —     | 3        | —     | —     | 1          | —     | 1     | 1.5      | —            | 0.7  |
| ナ タ ネ   | —             | —     | —        | 35    | 0.5   | —          | —     | —     | —        | —            | 3.6  |
| 野 菜     | 4.2           | 8     | 2        | 4     | 8.5   | 2          | 7     | 8     | 5.5      | 5            | 5.4  |
| 牧 草     | 46            | 42    | 46       | 10    | 27    | 37         | 30    | 23    | 20       | 13           | 29.4 |
| 計       | 75            | 74.5  | 74.5     | 67.5  | 60    | 55.7       | 55.5  | 53    | 50.5     | 50           | 61.6 |

註 作物別の内訳のわからぬ面積は平均に含まない。

作付面積の最も大きいのは牧草で平均29.4反、48%にも達するが、牧草を除くと燕麦が最大で平均7.5反、12%であり、これに次いで野菜、馬鈴薯、ナタネ、エンドウなどが多く、いずれも平均2反以上となっている。

ナタネは平均3.6反であるが、作付しているのはNo.4, No.5, の2戸であり、No.4では3.5町で作付面積の最大を示している。

馬鈴薯、エンドウ、燕麦、野菜、牧草は多少にかかわらず各戸とも作付しており、菜豆、トモロコシは1戸を除いて全部が作っている。

この開拓地は気温の関係で馬鈴薯、ビート、ルタバカなどの根菜類が最も適しており、麦類は勿論、豆類も適した作物ではないようである。No.6の小麦は全く発芽せず後に大豆などを作付したものである。

主畜農業を目標としているため、牧草をはじめ燕麦、デントコーン、ルタバカ、家畜ビートなどの作付面積が極めて大きい。これらの飼料作物の作付総面積に対する割合をみると第39表の如くである。

第39表 飼料作物の作付率

(%)

| 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|----|
| 作付率  | 77    | 70    | 77    | 74    | 58    | 66    | 72    | 60    | 66    | 46     | 69 |

飼料作物の作付率は最低 46%, 最高 77%, 平均 69%となつている。

## 6. 農業収穫とその商品化

作付の状況はすでに説明されたが、つぎにそれら作物の収穫量と商品化についてみることにする。

この開拓地は先へのべた如く、下層が粘土質なるため透水性が悪く、かつ河川の落差が少ないために毎年の如く水害に悩まされている。しかも昭和 30 年の水害は入植後最大のものと言われ、大小合せて 5 度の水害があり、No. 9 の如きは 1 度より被害をこうむつていないが、その他は 3~5 度の被害をうけている。また、虫害の影響もかなり大なるものがあるといわれる。これら水害、虫害により昭和 30 年の収穫量は極めて少ない。

昭和 30 年の収穫量を示すと第 40 表の通りである。生食するもの、青刈するものなど数量を正確に測定できないものは除いてある。

第 40 表 農 業 収 穫

(単位 俵)

| 種<br>類      | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        |      | 平均      |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|---------|
|             | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |      |         |
| 大 麦         | —     | —     | 3.5   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 0.5  | 0.4     |
| 小 麦         | —     | 0.5   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 1    | 0.2     |
| 裸 麦         | 5     | —     | —     | —     | 4     | —     | —     | —     | —     | —      | 0.75 | 1.0     |
| ソ バ         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 3      | —    | 0.3     |
| イ ナ キ ビ     | —     | —     | —     | —     | 0.25  | —     | —     | —     | —     | 2      | 0.25 | 0.3     |
| ア ワ         | 1.5   | —     | —     | —     | —     | 0.25  | —     | —     | —     | 2      | 0.25 | 0.4     |
| 馬 鈴 薯       | 70    | 60    | 48    | 20    | 15    | 10    | 8     | 30    | 60    | 25     | 25   | 34.6    |
| 大 豆         | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 0.25 | 0       |
| 小 豆         | —     | —     | —     | —     | —     | 0.25  | —     | —     | —     | —      | 0.25 | 0       |
| エ ンド ウ      | 1.5   | 2     | 0.75  | 1     | 0.25  | 0.75  | 0.5   | —     | —     | 1      | 0.25 | 0.8     |
| 菜 豆         | —     | —     | 1     | —     | 0.25  | —     | —     | —     | —     | —      | —    | 0.2     |
| 燕 麦         | 23    | 7     | 11    | 5     | 10    | —     | 10    | 12    | 15    | 15     | 15   | 10.8    |
| ナ タ ネ       | —     | —     | —     | 22    | 0.25  | —     | —     | —     | —     | —      | —    | 2.2     |
| ア マ (斤)     | —     | —     | 460   | 1,300 | —     | —     | —     | 205   | —     | 1,000  | —    | 296.5   |
| ビ ー ト (斤)   | 4,000 | —     | 2,500 | —     | 2,000 | —     | 1,000 | 1,500 | —     | 5,000  | —    | 1,600.0 |
| 家畜ビート (貫)   | 640   | 100   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | —    | 82.2    |
| ル タ パ カ (貫) | —     | —     | 700   | —     | —     | —     | —     | 30    | 不詳    | —      | —    | 91.8    |

- 註 1. 作物別の内訳のわからぬもの及び不詳のものは平均に含まない。  
2. …は収穫が全くないか皆無に近いものを示す。

いま、作付面積、収穫量とも作物ごとの内訳のわからぬもの及び不明のものを除いて、作物ごとに平均反収を求め、これを平年の反収と比較して掲げると第 41 表の如くなる。ここにいう平年反収とは、10 戸について聴取調査したものの最低と最高の数字である。

第41表 平均反当収量

(単位 俵)

| 年度 | 作物名 | 大麦    | 小麦  | 裸麦  | ソバ  | イナキビ | アワ  | 馬鈴薯   | 大豆  | 小豆  |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|------|-----|-------|-----|-----|
|    |     | 30年   | 1.3 | 0.7 | 1.4 | 1.0  | 0.6 | 1.0   | 6.9 | ... |
| 平年 |     | 2.5~4 | 3~4 | 2~4 | 2   | 2~4  | 2~3 | 10~40 | 2   | 1~2 |

| 年度 | 作物名 | エンドウ  | 菜豆  | 燕麦  | ナタネ | アマ<br>(斤) | ビート<br>(斤)  | 家畜ビート<br>(貫) | ルタバカ<br>(貫) |
|----|-----|-------|-----|-----|-----|-----------|-------------|--------------|-------------|
|    |     | 30年   | 0.4 | 0.2 | 1.4 | 0.6       | 424         | 1,231        | 249         |
| 平年 |     | 1~3.5 | 1~3 | 4~9 | 2   | 600       | 2,000~4,000 | 500          | —           |

註 …は皆無に近いことを示す。

第41表により知るごとく、馬鈴薯、ビート、家畜ビートなどの根菜類が比較的、水害の影響が少なかったように思われる。アマは数量の上からは被害が少ないが、品質が極めて悪いのは当然のことである。

第40表にあげた農業収穫のうちで、商品化されたものについてみると第42表の如くである。これには販売予定のものを含んでいる。

第42表 農産物の販売量

| 種類     | 農家番号  | No. 1  | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9        | No. 10         | 平均    |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|----------------|-------|
|        |       | ナタネ(俵) | —     | —     | —     | 22    | —     | —     | —     | —            | —              |       |
| アマ(斤)  | —     | —      | 460   | 1,300 | —     | —     | —     | —     | 205   | —            | 1,000          | 296.5 |
| ビート(斤) | 4,000 | —      | 2,500 | —     | 2,000 | —     | 1,000 | 1,500 | —     | —            | 5,000          | 1,600 |
| その他    | —     | —      | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 大根<br>2,000本 | トモロコシ<br>生にて販売 | —     |

註 No. 8とNo. 10のビートは販売予定のものである。

販売されたものは、ナタネ、アマ、ビートが主でその他に大根、トモロコシがある。作物の種類ごとに、総収穫量に対する販売数量の割合、すなわち商品化率をみると、ナタネ99%、アマ100%、ビート100%でいずれも換金を目的として作付していることを知る。

販売されない他の収穫物はすべて、家計の内部または経営の内部で消費されるか、または他の必需品などと物々交換されたり、雇傭労働力に対する報酬として与えられる。

つぎに畜産物および家畜の販売状況をみると第43表の如くである。これは調査期間1年間の販売量を示している。

第43表 畜産物および家畜の販売状況

| 種別  | 農家番号           |                  |                 |       |       |                   |        |        |       |        |
|-----|----------------|------------------|-----------------|-------|-------|-------------------|--------|--------|-------|--------|
|     | No. 1          | No. 2            | No. 3           | No. 4 | No. 5 | No. 6             | No. 7  | No. 8  | No. 9 | No. 10 |
| 家畜  | 牝牛 2<br>(内2才1) | —                | 牝牛(仔)<br>2      | —     | —     | 牝牛 1              | 鶏 2    | —      | —     | —      |
| 畜産物 | 牛乳25石          | 牛乳3.2石<br>卵 300個 | 牛乳26石<br>卵 200個 | —     | —     | 牛乳11.6石<br>卵 120個 | 卵 100個 | 卵 100個 | —     | —      |

家畜を販売した農家は10戸のうち4戸で、牛が主なものである。また畜産物を販売した家は10戸中6戸で、うち牛乳販売農家は4戸である。畜産物および家畜の販売は比較的に特定の農家にかたよっているように思われる。

### 7. 農家収入

ここでいう農家収入とは農家の現金収入をさす。農家にとって現金の収支が経済のすべてではなく、現物経済のウェイトはかなり高いといわねばならない。したがって、現金の収支のみをもつて農家経済の全体とみなすことはできないが、現物経済を正確に把握することは極めて困難であり、またこれを家計と経営にきびしく分離することも容易なことではないから、現金経済をもつて農家経済の全体を推測することは可能であると共に極めて便利なのである。

農家の現金収入を耕種、家畜、農業賃、業賃労働、林業賃労働、その他の賃労働、薪・木炭販売、補助金・保険金、特殊職業・雑および臨時の各収入にわけると第44表の如くである。

第44表 農家現金収入

(単位 100円)

| 種別         | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均      |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
|            | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |         |
| 耕種収入       | 128   | —     | 121   | 764   | 75    | —     | 32    | 71    | 100   | 270    | 156.1   |
| 家畜収入       | 1,745 | 142   | 1,132 | —     | —     | 865   | 16    | 9     | —     | —      | 390.9   |
| 農業賃収入      | —     | 42    | —     | —     | —     | 8     | —     | —     | —     | —      | 5.0     |
| 農業雑収入      | 40    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 4.0     |
| 薪・木炭などの販売代 | 505   | —     | 420   | —     | 810   | —     | 360   | —     | 738   | 150    | 298.8   |
| 林業賃収入      | 1,180 | 1,730 | 300   | 960   | 580   | 106   | 564   | 445   | 100   | 350    | 631.5   |
| その他の賃収入    | 525   | 45    | 186   | 28    | 35    | 112   | 335   | 123   | 316   | 578    | 227.8   |
| 補助金収入      | 34    | 36    | 231   | 980   | 100   | 360   | 810   | 132   | 1,285 | 490    | 445.8   |
| 特殊職業・雑収入   | —     | —     | 134   | —     | —     | —     | 250   | 240   | —     | —      | 62.4    |
| 臨時収入       | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 200   | —     | —     | —      | 20.0    |
| 計          | 4,157 | 1,995 | 2,524 | 2,727 | 1,600 | 1,451 | 2,567 | 1,020 | 2,539 | 1,838  | 2,241.8 |

第44表の耕種収入とは第42表にあげた農産物の販売代金であり、家畜収入は第43表

にあげた畜産物および家畜の販売代金である。農業雑収入とは農機具売却による収入であり、農業、林業およびその他の賃収入とは第30表にあげたそれぞれの賃労働による賃金収入である。薪・木炭販売代はのちに第56表に示すものの販売代金である。補助金は開墾補助金、保険金は農業共済保険金、家畜共済保険金である。特殊職業による収入とは第30表の職業によるものであり、雑収入とは別居者よりの仕送りなどの如き定期的な収入をいい、臨時収入とは祝儀、香奠などの如き一次的な収入をさす。

現金収入は最低102,000円、最高415,700円、平均224,180円である。現金収入を平均についてみると、林業賃収入が63,150円で最も多く、次いで補助金・保険金収入、家畜収入の順となっており、耕種収入は平均15,610円で第5位にあり、耕種収入の全くない農家が10戸のうち2戸もある。No.4がわずかに耕種収入7.6万円あげている他はみるべきものがない。

全農家が多少にかかわらず林業賃労働、その他の賃労働、補助金および保険金などの収入をえている。薪・木炭販売収入のある農家は10戸中6戸である。

つぎに各戸ごとに農家現金収入の百分率を求めると第45表の如くである。

第45表 農家現金収入比率

(%)

| 種別        | 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均  |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 耕種収入      |      | 3     | —     | 5     | 28    | 5     | —     | 1     | 7     | 4     | 15     | 7   |
| 家畜収入      |      | 42    | 7     | 45    | —     | —     | 60    | 1     | 1     | —     | —      | 18  |
| 農業賃収入     |      | —     | 2     | —     | —     | —     | 0     | —     | —     | —     | —      | 0   |
| 農業雑収入     |      | 1     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 0   |
| 薪・木炭など販売代 |      | 12    | —     | 17    | —     | 51    | —     | 14    | —     | 29    | 8      | 13  |
| 林業賃収入     |      | 28    | 87    | 12    | 35    | 36    | 7     | 22    | 44    | 4     | 19     | 28  |
| その他の賃収入   |      | 13    | 2     | 7     | 1     | 2     | 8     | 13    | 12    | 12    | 31     | 10  |
| 補助金収入     |      | 1     | 2     | 9     | 36    | 6     | 25    | 31    | 13    | 51    | 27     | 20  |
| 保険金収入     |      | —     | —     | 5     | —     | —     | —     | 10    | 23    | —     | —      | 3   |
| 特殊職業・雑収入  |      | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 8     | —     | —     | —      | 1   |
| 臨時収入      |      | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | —   |
| 計         |      | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100    | 100 |

農家現金収入の比率を平均についてみると、林業賃収入が最も多く28%であり、補助金・保険金収入の20%、家畜収入の18%、薪・木炭販売代の13%の順になっている。

各農家ごとに現金収入の比率をみると非常に区々であり、家畜収入の最も多い農家が10戸のうち3戸、補助金・保険金収入の最も多い農家が3戸、林業賃収入の最も多い農家が2戸、薪・木炭販売代金およびその他の賃労働収入の最も多い農家がそれぞれ1戸となっている。

いま、耕種、家畜、農業雑および農業賃労働の収入を合せて農業収入とし、林業賃収入と薪・木炭販売代金とを合せて林業収入とし、その他は一括してその他の収入として3分して現金収入の比率をみると、農業収入は2~50%、平均25%、林業収入7~87%、平均41%、その他の収入4~63%、平均34%となる。

No.6のごとく、林業収入が7%である農家を除けば、一般に、林業収入の農家経済に占めるウェイトは極めて大きい。これは水害で耕種収入が極めて少ないことに大きく影響されているのではなからうか。

## 8. 農家支出

ここでいう農家支出とは、収入と同様に現金支出のことである。農家の現金支出を施設、耕種、家畜、林業、生計費、租税および臨時費に分けてみると第46表の通りであり、その比率は第47表に示される。

第46表 農家現金支出

(単位 100円)

| 種別   | 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均      |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 施設費  |      | 200   | —     | 112   | 135   | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 44.7    |
| 耕種支出 |      | 534   | 523   | 641   | 795   | 136   | 168   | 191   | 298   | 627   | 478    | 439.1   |
| 家畜支出 |      | 864   | 1,032 | 690   | 49    | 662   | 130   | 540   | 179   | 726   | 140    | 501.2   |
| 林業支出 |      | 151   | —     | 71    | 8     | 90    | 12    | 40    | 12    | 329   | —      | 71.3    |
| 生計費  |      | 2,485 | 2,368 | 2,937 | 2,147 | 1,641 | 1,087 | 1,771 | 1,850 | 1,608 | 1,681  | 1,957.5 |
| 租税   |      | 108   | 58    | 27    | 11    | 51    | 44    | 48    | 61    | 23    | 11     | 44.2    |
| 臨時費  |      | 620   | —     | 260   | —     | 50    | —     | 562   | —     | 100   | —      | 159.2   |
| 計    |      | 4,962 | 3,981 | 4,738 | 3,145 | 2,630 | 1,441 | 3,152 | 2,400 | 3,413 | 2,310  | 3,217.2 |

第47表 農家現金支出比率

(%)

| 種別   | 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均  |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 施設費  |      | 4     | —     | 2     | 4     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 1   |
| 耕種支出 |      | 11    | 13    | 14    | 25    | 5     | 12    | 6     | 12    | 18    | 21     | 15  |
| 家畜支出 |      | 18    | 26    | 15    | 2     | 25    | 9     | 17    | 8     | 21    | 6      | 15  |
| 林業支出 |      | 3     | —     | 1     | 0     | 4     | 1     | 1     | 0     | 10    | —      | 2   |
| 生計費  |      | 50    | 60    | 62    | 68    | 62    | 75    | 56    | 77    | 47    | 73     | 61  |
| 租税   |      | 2     | 1     | 1     | 1     | 2     | 3     | 2     | 3     | 1     | 0      | 1   |
| 臨時費  |      | 12    | —     | 5     | —     | 2     | —     | 18    | —     | 3     | —      | 5   |
| 計    |      | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100    | 100 |

第46表のうち、施設費、耕種支出、家畜支出、林業支出および生計費の内訳について

は後述する(第48, 49, 50, 51, 52表)。

租税は村民税, 固定資産税, 家畜税, 馬車税, 自動車税などで, 所得税はNo.1が林業労働に従事して源泉徴収されたほかは全くない。租税は未納の者が多かつたが, 結局, 赤字として残るのであるから未納額も支払つたものとして計上した。臨時費というのは, 結婚, 病氣, 旅行などに対する不時の出費で経常的でないものである。

現金支出は最低144,100円, 最高496,200円, 平均321,720円である。

平均についてみると, 現金支出のうち最も多いのは生計費で195,750円, 61%であり, 家畜支出50,120円(15%), 耕種支出43,910円(15%)がこれに次いでいる。臨時費は平均5%であるが, No.1では12%, No.7では18%となり軽視できない大きさである。

農家ごとにみても最も支出の多いのは生計費で, 最低はNo.9の47%, 最高ではNo.8が77%となつている。生計費に次いで多いのが, 家畜支出である農家が5戸, 耕種支出のもの4戸, 臨時費のものが1戸となつている。

いま, 施設, 耕種, 家畜の各収入を合せて農業支出とし, 生計費, 租税, 臨時費を合せて家計費とし, 林業支出との3つに分けて比率をみると, 農業支出は20~39%, 平均31%, 家計費は51~80%, 平均67%であるに対し, 林業支出は0~10%, 平均2%となり, 無視してもよい程の比率である。

施設費, 耕種支出, 家畜支出, 林業支出および生計費の内訳はそれぞれ第48, 49, 50, 51, 52表の示すところである。

第48表 施設費 (単位 100円)

| 種別 | 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均   | 同%  |
|----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|-----|
| 新設 | 設    | 200   | —     | 25    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 22.5 | 50  |
|    | 理    | —     | —     | 87    | 135   | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 22.2 | 50  |
| 計  |      | 200   | —     | 112   | 135   | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 44.7 | 100 |

第49表 耕種支出 (単位 100円)

| 種別   | 農家番号 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均    | 同% |
|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|----|
| 土地費用 |      | 2     | 7     | 4     | 1     | 3     | 2     | 2     | 4     | 5     | 1      | 3.1   | 1  |
| 農器具費 |      | 187   | 138   | 8     | 8     | 4     | 15    | —     | 12    | 198   | 25     | 59.5  | 13 |
| 種苗費  |      | 88    | 62    | 232   | 222   | 12    | 21    | 17    | 72    | 88    | 85     | 89.9  | 20 |
| 肥料費  |      | 118   | 139   | 152   | 91    | 41    | 26    | 55    | 134   | 84    | 199    | 103.9 | 24 |
| 農業費  |      | 51    | 124   | 55    | 19    | 36    | 10    | 8     | 29    | 24    | 20     | 37.6  | 9  |
| 動力費  |      | 10    | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 10    | —      | 2.0   | 0  |
| 履備労賃 |      | 18    | —     | —     | 294   | —     | 36    | 50    | —     | 75    | 80     | 55.3  | 13 |

| 種別              | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均    | 同%  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|
|                 | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |       |     |
| 負担金および特別農業販売その他 | 37    | 31    | 50    | 99    | 30    | 47    | 45    | 38    | 123   | 60     | 56.0  | 13  |
|                 | 17    | 18    | 12    | 9     | 6     | 11    | 12    | 7     | 15    | —      | 10.7  | 2   |
|                 | 6     | —     | 4     | 52    | 4     | —     | 2     | 2     | 5     | 8      | 8.3   | 2   |
|                 | —     | 4     | 124   | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —      | 12.8  | 3   |
| 計               | 534   | 523   | 641   | 795   | 136   | 168   | 191   | 298   | 627   | 478    | 439.1 | 100 |

第50表 家畜支出

(単位 100円)

| 種別    | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均    | 同%  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-----|
|       | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |       |     |
| 家畜購入費 | —     | —     | 35    | —     | —     | —     | —     | —     | 300   | —      | 33.5  | 7   |
| 器具費   | 60    | 243   | 42    | —     | 60    | —     | 13    | 17    | 81    | 60     | 57.6  | 12  |
| 飼料費   | 515   | 520   | 277   | —     | 580   | 62    | 320   | 24    | 180   | 18     | 249.6 | 50  |
| 販売費   | 53    | 7     | 53    | —     | —     | 24    | —     | —     | —     | —      | 13.7  | 3   |
| 家畜共済  | 27    | —     | 80    | —     | —     | —     | 32    | 61    | 30    | 25     | 25.5  | 5   |
| その他   | 209   | 262   | 203   | 49    | 22    | 44    | 175   | 77    | 135   | 37     | 121.3 | 23  |
| 計     | 864   | 1,032 | 690   | 49    | 662   | 130   | 540   | 179   | 726   | 140    | 501.2 | 100 |

第51表 林業支出

(単位 100円)

| 種別   | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均   | 同%  |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------|-----|
|      | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |      |     |
| 立木代金 | 50    | —     | 56    | —     | —     | —     | —     | —     | 160   | —      | 26.6 | 37  |
| 販売費  | —     | —     | —     | —     | 90    | —     | 40    | —     | 50    | —      | 18.0 | 25  |
| 器具費  | 101   | —     | 15    | 8     | —     | 12    | —     | 12    | 119   | —      | 26.7 | 38  |
| 計    | 151   | —     | 71    | 8     | 90    | 12    | 40    | 12    | 329   | —      | 71.3 | 100 |

第52表 生計費

(単位 100円)

| 種別    | 農家番号  |       |       |       |       |       |       |       |       |        | 平均      | 同%  |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|-----|
|       | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 |         |     |
| 光熱費   | 36    | 30    | 27    | 25    | 46    | 26    | 24    | 29    | 53    | 27     | 32.3    | 2   |
| 飲食費   | 1,740 | 1,793 | 2,054 | 1,633 | 1,297 | 832   | 1,120 | 1,474 | 1,058 | 1,027  | 1,402.8 | 72  |
| 家具什器費 | 28    | 4     | 30    | 50    | 27    | 29    | 53    | 12    | 77    | 25     | 33.5    | 2   |
| 衣料費   | 300   | 195   | 324   | 106   | 92    | 69    | 232   | 87    | 210   | 332    | 194.7   | 10  |
| 教育修養費 | 144   | 79    | 263   | 71    | 25    | 8     | 78    | 130   | 8     | 102    | 90.3    | 4   |
| 娯楽慰安費 | 52    | 12    | 84    | 22    | 14    | 12    | 12    | 22    | 34    | 22     | 23.6    | 1   |
| 交通費   | 24    | 30    | 20    | 50    | 20    | —     | —     | 4     | 18    | —      | 16.6    | 1   |
| 交際費   | 81    | 77    | 51    | 68    | 41    | 34    | 105   | 37    | 61    | 66     | 62.1    | 3   |
| 衛生費   | 65    | 132   | 54    | 112   | 77    | 73    | 65    | 51    | 74    | 75     | 77.3    | 4   |
| 雑支出   | 15    | 16    | 30    | 10    | 2     | 4     | 32    | 4     | 15    | 5      | 18.3    | 1   |
| 計     | 2,485 | 2,368 | 2,937 | 2,147 | 1,641 | 1,087 | 1,771 | 1,850 | 1,608 | 1,681  | 1,957.5 | 100 |

施設費は新設と修繕に分れるが、新設は畜舎および物置と風呂の新設の2軒である。修理は牛舎の床の修理と住宅の屋根桁の購入代金である。新設、修理とも平均50%である。

耕種支出のうち、土地費用とは配当地の年賦償還と炭酸カルシウムの自己負担分とである。炭カルは1トン2,500円でその内訳は6割(国5割、道1割)にあたる1,500円が補助、893円が融資であり、自己負担は107円である。農器具費とは農器具の購入、修繕費であるが、大部分が購入費で、購入費の大部分はプラオ、馬車、バチバチ桶、馬具などを含む資本的支出である。種苗費は、牧草、野菜、豆類、デントコーン、燕麦、馬鈴薯、アマ、ビートなどの種子が主なものである。肥料費は過磷酸石灰、硫酸、加里、尿素、トーマス燐肥、アマおよびビートの混合肥料などの購入代金である。農薬費はB.H.C.、砒酸鉛、オードー、D.D.T.などが主なものである。動力費は共同発動機の石油代であり、雇傭労賃は第31表に示した農業雇傭に対する賃金である。負担金とは開協、農協の賦課金で、全戸が開協、農協の両方に加入している。特別賦課金は開墾補助金に対するもののみである。販売費は、検査料、手数料と俵装費を含んでおり、その他は馬車の油代、融資、冷害資金の償還金である。

耕種支出は最低13,600円、最高62,700円、平均43,910円で、そのうち肥料費が24%をしめて最大となっており、次いで種苗費20%の順である。雇傭労賃は平均では13%であるが、No.4では耕種支出の最大をしめている。各農家ごとにみると、耕種支出のなかで肥料費の最大のものが5戸、農機具費が最大のもの2戸、種苗費、雇傭労賃、負担金および特別賦課金が最大を示す農家がそれぞれ1戸となつている。

家畜支出についてみると、家畜購入費のうちNo.3は鶏10羽、No.9は牛2頭である。No.9は表にあげた自己資金30,000円のほかに特別融資85,000円がある。器具費は家畜および畜産のための器具費のみをここにあげた。飼料費は燕麦、マカ、脱脂乳、混合飼料、ビートパルプ、カルシウム、塩などの購入費である。販売費とは牛乳販売にともなう検査料、手数料などである。その他には家畜診療代、種付料、予防注射料、装蹄、村有牧場の放牧料などが含まれる。

家畜支出は平均50,120円で、飼料費が最も多く50%で、その他20%、器具費12%の順になつている。No.9では家畜購入費が最も多くなつている。No.2、No.5の飼料費は出稼に伴なつて購入したものが大部分である。

林業支出についてみると、販売費は木炭販売にともなう検査料、包装費などであり、器具費はノコ、マサカリ、トビなどが主なものである。

林業支出は平均7,130円であり、器具費38%、立木代金37%、販売費25%なる比率を示している。

生計費についてみると、光熱費は燈火費のみで燃料費は全くかからない。飲食費は主

食、副食、調味料、嗜好品の全部を含んでいる。また教育修養費のなかには修学旅行の費用も含まれる。雑支出は寄附金、別居者への仕送、小遣などである。

生計費は平均 195,750 円で、最も多いのは飲食費の 72% である。これは各戸ごとにみても同様である。これに次いで衣料費 10%、教育修養費および衛生費がそれぞれ 4% の順になつている。

### 9. 収支対照および貯蓄負債

1 年間の農家の現金収入と現金支出はすでに述べた通りであるが、収支を対照してその差額をみると第 53 表の通りである。

現物の経済が、すべて農家の内部で収支相殺されると仮定すると、この現金収支の差額が結局は現物を含めた全経済の収支決算と一致する筈である。

第 53 表 農家現金収支対照

(単位 100 円)

| 種別 | 農家番号  |        |        |       |        |       |       |        |       |        | 平均      |
|----|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|---------|
|    | No. 1 | No. 2  | No. 3  | No. 4 | No. 5  | No. 6 | No. 7 | No. 8  | No. 9 | No. 10 |         |
| 収入 | 4,157 | 1,995  | 2,524  | 2,727 | 1,600  | 1,451 | 2,561 | 1,020  | 2,539 | 1,838  | 2,241.8 |
| 支出 | 4,962 | 3,981  | 4,738  | 3,145 | 2,630  | 1,441 | 3,152 | 2,400  | 3,413 | 2,310  | 3,217.2 |
| 差額 | -805  | -1,986 | -2,214 | -418  | -1,030 | 10    | -585  | -1,380 | -874  | -472   | -975.4  |

現金の収支において黒字となつたのは No. 6 の 1 戸のみである。10 戸の平均では 97,540 円の赤字となつているがその根本原因は農業収入の過少にある。

No. 6 は耕種収入が全くないが、畜産物および家畜の売却、開墾補助金、農業共済保険金などの収入があり、家族数が少ないためにどうやら収支が相償つているが、安定した状態にあるものでない。

各農家ごとに赤字の原因を考えると、No. 1 は 10 戸の農家のなかで収入が最も多いが、支出も最大で約 8 万円の赤字となつている。その原因は臨時費、施設費などの経常的でない支出が 8.2 万円あることに基づくものと考えられるが、生計費も比較的に数字が大きいようである。No. 2 は耕種収入が全くなく他の収入も比較的少ない。これに対し家族数多く相当多くの生計費を要するものと思われる。また出稼に伴う家畜の購入飼料代が赤字をさらに大きくしている。No. 3 は家族数に比し生計費が若干大きく思われる。また臨時費、施設費などの経常的でない支出があるが、購入種子代、肥料代などの支出が比較的大きいことも見逃しえない赤字の原因となつている。No. 4 は耕種支出のうち雇傭労賃が大きいことに原因があろう。No. 5 は収入が比較的少ないことと、家畜支出のうち購入飼料代が多いことに原因している。これは林業への出稼に伴うものである。No. 7 の赤字原因は臨時費 5.6 万円にある。これは祝儀と医療費である。No. 8 は収入が極めて少ないことに

原因する。No. 9は耕種支出のうち農具購入費2万、家畜購入費3万、林業支出のうち立木代金1.6万円などが赤字の原因となつている。No. 10は耕種支のうち購入肥料代が比較的大きいようである。

以上、各農家により赤字の原因は非常に区々である。ともかく、入植してから5~6年の開拓地にあつては、入地年度の新旧による農家経済の差異はほとんど見出されず、極めて不安定な状態にあり、水害、冷害などの災害に対して影響されるところ極めて大である。

いま、農業のみの現金収支を対照してみると第54表の通りである。

第54表 農業現金収支対照 (単位 100円)

| 種別   | 農家番号 | No. 1 | No. 2  | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9  | No. 10 | 平均   |
|------|------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|
| 農業収入 |      | 1,913 | 184    | 1,253 | 764   | 75    | 873   | 48    | 80    | 100    | 270    | 556  |
| 農業支出 |      | 1,598 | 1,555  | 1,443 | 979   | 798   | 298   | 731   | 477   | 1,353  | 618    | 985  |
| 差額   |      | 315   | -1,371 | -190  | -215  | -723  | 575   | -683  | -397  | -1,253 | -343   | -429 |

この農業収入は第44表の耕種収入、家畜収入、農業賃収入および農業雑収入の合計、農業支出は第46表の施設費、耕種支出および家畜支出の合計である。

農業収入は平均55,600円、農業支出は平均98,500円でその差額は42,900円の赤字となつている。各戸別にみても黒字の農家はNo. 1とNo. 6の2戸のみである。これら2戸の黒字は乳牛販売、牛乳販売などの家畜収入による。

つぎに貯蓄および負債についてみることにする。

昭和30年10月末現在の貯蓄および負債の状況は第55表の通りである。

第55表 貯蓄と負債 (単位 100円)

| 種別 | 農家番号         | No. 1 | No. 2 | No. 3 | No. 4 | No. 5 | No. 6 | No. 7 | No. 8 | No. 9 | No. 10 | 平均      |
|----|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|---------|
| 貯蓄 |              | 140   | 35    | 60    | 70    | 40    | 85    | 105   | 115   | 65    | 100    | 81.5    |
| 負債 | 個人開協<br>などより | 450   | 450   | 610   | 525   | 320   | —     | 630   | 400   | 300   | 80     | 376.5   |
|    | 政府資金         | 1,425 | 487   | 2,580 | 1,300 | 1,300 | 1,370 | 1,075 | 1,680 | 1,985 | 1,420  | 1,462.2 |
|    | 計            | 1,875 | 937   | 3,190 | 1,825 | 1,620 | 1,370 | 1,705 | 2,080 | 2,285 | 1,500  | 1,838.7 |

貯蓄は最低3,500円、最高14,000円、平均8,150円で極めて少ない。貯蓄の種類は組合出資金が大部分で、その他に郵便貯金、農協預金が1, 2ある。

負債は政府資金と個人、組合などからのものとあるがこれを合せて、最低93,700、最高319,000、平均183,870円で極めて多い。政府資金を除く負債は平均37,650円で10戸のうち9戸が借入れている。これは個人の商店、開協、農協からの負債である。政府資金は営農純資金、現物資金(家畜、農具)、共同施設資金、中期資金、冷害対策資金などで、入

地以来の合計額である。平均 146,220 円となつている。入地年度の早い農家ではすでに償還がはじまつている。

### 10. 林野の利用状況

農家の現金経済において林業収入のしめる地位についてはすでに述べた如く、平均して現金収入の 41% をしめており、すべての農家が多少にかかわらず、水害による耕種収入の減少を林業収入によりカバーして余りあることを知つた。このように現金収入の面で林業が農家経済に対してある程度の役割を果す以外に、林野は農家の生活や農業経営に密接なつながりを有していることは容易に考えられることである。しかし、この関係は現金収支の如く数字的に示すことは困難である。

林野の利用状況を一覽的に示すと第 56 表の如くである。

第 56 表 林野利用状況

| 種別     | 農家番号              | No. 1        | No. 2         | No. 3      | No. 4              | No. 5         | No. 6      | No. 7            | No. 8                      | No. 9     | No. 10 |
|--------|-------------------|--------------|---------------|------------|--------------------|---------------|------------|------------------|----------------------------|-----------|--------|
| 採草     | —                 | 1町<br>2,000貫 | 若干(牧草地に生えた野草) | 1町<br>500貫 | 2反<br>800貫         | 5反(牧草畑に生えた野草) | —          | —                | —                          | —         | —      |
| 放牧繁牧   | 2町5反<br>(牧草刈つたあと) | 6反<br>5月~9月  | 牧草地に          | —          | 2町<br>5月下~<br>11月中 | 牧草畑に          | 年間<br>180日 | 6反<br>6月~<br>10月 | 牧草畑などの刈あと                  | —         | —      |
| 林産物販売量 | 坑木15石<br>薪20シキ    | —            | 薪38シキ         | —          | 木炭<br>180俵         | —             | 木炭<br>80俵  | —                | 丸太 3石<br>木炭 100俵<br>薪 14シキ | 薪<br>10シキ | —      |

表中、放牧採草地として利用した面積は、その面積を全面にわたつて利用したというのではなく、利用区域のおおよその範囲を示したものであつて、個々の農家によつて土地の状況も異なるばかりでなく、実測したものでもないから正確とはいえない。

林野は家畜の飼料またはシキワラ代用の野草の採取の場所として重要である。この草は場合によつては堆肥の原料にもされる。10戸のうち5戸が採草地として林野を利用している。野草の種類はヨシが主であり、一般に牧草地に生えた野草を採取している。

放牧や繁牧は家畜の飼育労働力と飼料の節約に資するところ大である。10戸のうち8戸が放牧、繁牧を行なつている。期間は青草のある期間中行なわれ、馬は勿論のこと牛、綿羊などほとんどの家畜について行なわれる。

以上、林野の利用は、放牧採草など比較的良好に利用されている。

また、浜鬼志別に村有牧場があり10戸のうち6戸の農家がこれを利用している。期間は大体6月から11月下旬までで、馬のみあずけられている。

放牧採草は農業経営の面への林野の貢献であるが、このほかに、農家の生活から見逃しえないものに薪がある。自家用薪は大体年間20~40シキが消費される。

薪は10戸のうち4戸、木炭は3戸が販売しており、その数量も比較的多いようである。その他のものとしては、坑木15石、丸太3石などが原木のまま販売されている。これらは自己の配当地内において開墾の過程から生ずるものを採取するか、一部王子製紙などよりの払下げのものもある。木炭、薪および原木の販売は入植初期の頃は勿論のことであるが、昭和27年から昭和29年にかけても王子製紙などからの払下げにより、ほとんどの農家がかかなり多量の林産物を販売し、収入をえていた模様である。

## V. 猿払第一開拓地の調査総括

以上数項にわたり説述した猿払第一開拓地の調査結果は次の如く総括される。

(1) 猿払第一開拓地は宗谷郡猿払村字豊里にあり、国鉄北見線の南方約4kmの地点に不規則な細長地帯をなして位置し総面積は1,084町である。現地における区劃によると、猿払第一(西半部)及び鬼志別地区の豊里(東半部)の両地区を合して、道農地開拓部関係で上記の如く呼んでいる。

(2) 入植前の土地所有関係は、一部三井木材の社有林を含み、大部分は王子製紙工業の社有林で、国有林は西端の菱形をなす一小部分のみである。

(3) 土地の沿革は民有林の一部につき、古く大正時代一時開墾せられ、その後放棄せられた歴史をもつが、戦後は昭和23年樺太よりの引揚者10数戸の仮入植により開墾が始められた。

(4) 地勢は地区の中央をエコペナイ川が極めて緩やかに蛇行しており、土地は川沿いの平坦地とこれを挟む波状丘陵地帯よりなり、作付はこの平坦地と緩傾斜地で行われる。海拔高は最低で8m、最高でも110m内外である。

(5) 土質は、川沿いの部分は第四紀新層の沖積土地帯で、埴土層が厚く肥沃で酸性も弱い面積的に少ない。山麓と低台地の波状地帯は第三紀頁岩が母岩で、重粘土地帯を形成している。

一般に地勢土質の関係より排水悪しく、腐植質も少なく理学的性質は不良である。石礫は少ない。

(6) 本地区は本道の北端に近く位し、東北方にはオホーツク海が迫っているので概して気候には恵まれない。

鬼志別小学校における25~27年平均の観測結果によると、5~9月の平均気温は15.4°C、年降水量1,000mm内外、無霜日数151となつている。

(7) 交通網としての道路は鬼志別市街より南下して地区内にいたる延長約3kmのものと、小石駅より山越えして地区に通ずる延長約2kmのものとの二つの幹線道路がある

が、両方とも築設後年浅く補修が充分でなく大雨や出水時には損傷が大きい。

通信は鬼志別市街に郵便局あるも、本地区は同局の集配地区外なるため郵便物は一応駅前の猿払農協事務所に届けられ、ついで折に受取るしくみになつていて不便である。ラジオ共同聴取は28年5月より行われ各戸が加入している。

生産物の販売、生活物資及び生産用諸消耗品の最寄市場は鬼志別市街である。

(8) 開拓地区内には保健、衛生、教育いずれの施設もなく、鬼志別か小石市街の施設のいずれかを利用している。

住宅は樺太式の丸太の組立てのものが多し。市街地より必ずしも速くないが電灯施設はなく石油ランプに依存している。

入植者の相互扶助施設として住宅災害共済制度がある。

(9) 個人配当の平均1戸当り経営面積は、猿払第1では14.53町であり、豊里はまだ変更地区計画がたつていないが大体15町内外と考えられている。

(10) 本開拓地の現在戸数は猿払第一19戸、豊里13戸、計32戸で、人口はそれぞれ110人、76人、計186人である。また1世帯当り人口数は5.8人で両地区ともほとんど同一である。

昭和24年から30年までの7年間における入植総戸数は43戸、離農者は11戸となっているが、内1名は老齢のため営農困難の理由で離農せるほか、残りの10名は未入地の者であるから実質的には脱落者はほとんどなかつたとみてよい。

入植者は出身地は樺太27、道内5であり、前職はほとんどが農業である。

(11) 開拓建設事業としては、開拓幹線道路および農道の建設、重抜根などの事業がどれも国費をもつて行われた。

本開拓地を貫流するエコペナイ川は落差極めて少なく、浸透性の悪い土壌と相まち春季の融雪時や夏秋季の大雨で容易に氾濫する。現在は1,2の河川の切替や小規模の排水溝などの掘さくに止まつており、地区計画では猿骨川の改修でこれに対処するようべられているが未だ実現していない。

(12) 政府資金の昭和30年度までの貸出総額は533.7万円で、仮りに現在戸数を対象とすると1戸当り16.7万円となる。資金償還は29年より始まつているが、現在でさえ冷害資金をその返還にあてているものもある実状で、今後本格的償還期をひかえ多くの困難が予想される。

(13) 現在までに支出された開墾補助金総額は約734万円、住宅補助金は172万円である。この二種補助金を合せ仮りに現在戸数32を対象とすると1戸当り28.3万円となる。

(14) 猿払村の営農形態は、地味の比較的良好な地域では混同経営を行うに適し、一般的には主畜経営を行うを有利と考え、その方針で営農がすすめられている。

本地帯における主要農作物としてはその立地的関係から馬鈴薯と燕麥とがあげられる。

(15) 開墾済み総面積は、猿払第一では29年2月現在105.5町で全農地総面積189.6町の56%弱に当り、1戸当り平均農地面積的10町に対し5.6町が開墾されている。豊里については開墾済み総面積65.6町、1戸平均5.1町弱で、入地年度別からみても猿払第一と大体同じような進度である。

(16) 生産手段たる農機具はまだ十分にゆきわたっていない。プラウ27、ハロー25、馬車及び馬そり30などが多いものである。

乳牛は猿払第一では平均1頭に足りないが豊里では平均1頭となつている。両地区合せて未だ13戸が飼養しておらず、特定農家にかたよつている傾向にある。馬は猿払第一、豊里とも1戸平均1頭であるが両地区合せて6戸が所有しない。猿払第一の地区計画によると飼養目標は馬2、牛2~3、緬羊3、豚2、鶏20となつている。

(17) 本開拓地は一般作物としては馬鈴薯が多い。家畜飼養のため飼料作物の作付が多い。すなわち、牧草類は全面積の5割をこえ、燕麥もかなり多い。

(18) 昭和30年は8月に2回にわたり洪水にみまわれ、ほとんどの作物が甚大な被害をこうむり、販売に向けられる余裕は全然なかつた。なお、昭和28、29年と2年にわたり冷害にみまわれ、農産物売却収入は非常に少なかつた。

(19) 29年度における仔畜生産頭数は馬1、牛8、緬羊2であり、畜産物としては牛乳142石、羊毛30貫、鶏卵7,830個である。

(20) 猿払第一においては、総面積493町に対し土砂扞止林、防風林、共同薪炭林は合計して104町となり、全地積に対し21%余を示し、面積的には比較の大きい率を示すが、土砂扞止林と防風林とが87町を占め、土地の保全や防風効果を通じて営農に役立つはいるが、直接的効果はそう大きくない。

(21) 猿払第一の営農総面積276町のうち薪炭林は86.5町で31%余となり、1戸当りは4.55町であるが、その林相は小径木の散在する程度で、現状では薪炭材供給に多きを期待しえない。

(22) 本開拓地内には現在炭窯は4戸が4基をもつているに過ぎない。原木は国有林よりの縁故払下げ、王子造林よりの買入、あるいは開拓財産たる開拓地上の林木を開協より入手している。

29年度における林産物生産高は木炭400俵(8貫俵)のみである。

(23) 開拓者中29年度に冬山造材に従事したものは14名である。これは農閑を利してというよりむしろ賃労働収入をあげるためである。

今年度は水害による甚大な損害を補うためすに夏秋季より出稼に従事するものあり、村としても水害対策の1として、稚内営林署より薪炭材2,000石の払下げを受け製薪販売

をさせようとしている。

(24) 猿払村開拓農業協同組合は昭和23年9月3日の設立にかかり、猿払村一円の全開拓者を組合員とし、地区としては猿払第一のほか6地区を含み、29年度末組合員数は184名である。

(25) 本組合の主たる事業としては信用業務、購買事業、開拓地を対照とする建設諸事業で、生産品の販売事業や購買事業中の生活諸物資の供給などは主として猿払農協が扱っている。

共同生産施設としては浅茅野台地に澱粉工場1棟とこれに附帯して乾燥場1棟その他があるが、本調査開拓民は現在これを利用していない。

(26) 本年度は利益212.6万円、損失222万円で差引9.4万円の損失金を計上している。利益について一番多額なのは開拓事業費の特別賦課金の124万円、次いで指導事業費中の賦課金35万円である。

(27) 本調査地内の開拓者は全員猿払村農業協同組合にも加入している。現在組合員は関係地区内組合員の有資格者の約6割、133名である。

農協の事業としては信用、販売、購買及び共済事業などをあげうるが、信用事業は29年度から始められ、冷害と経済的不況のため振わず、事業内容は一般に低調である。損益計算では収益総額113万円、事業費用は総額85万円で差引31.2万円の利益をあげている。

以下は農家経済調査の分の総括である。

(28) 全農家32戸のうち10戸を調査農家として選び、各農家の経済調査を行つた。10戸のうち9戸が樺太引揚者で、半農半漁のものを含むと9戸が農業を前職としている。

(29) 配当地は土地未分割の3戸をのぞいて平均147.2反、そのうち附帯林野は76.6反である。開墾面積および作付面積は10戸平均で、それぞれ68.5反、61.6反となっている。

(30) 開墾は1~2年の間の面積が最も大きく5~6年の間に大半が終り、その頃から作付面積の増加の勢がにぶくなる。

(31) 家族数は平均6.5人、自家農業従事者は3.4人で、自家農業従事日数は、中学生などの自家農業従事者に含まぬものの稼働を除くと1戸当り423日、1人当り年間稼働日数は124日である。農業賃労働従事者は1戸当り平均0.4人、1日、林業賃労働従事者は1戸当り平均1.7人、153日、その他の賃労働は1.5人、32日、薪採取従事日数は46日である。

農業労働力の雇傭は10戸のうち8戸にみられ、平均34日で、1、2の農家をのぞいて雇傭延人数は少ない。

反当りの農業労働力投下量は平均7.5人で比較的少ないようである。

(32) 林業賃労働従事日数と炭焼・薪採取日数を合せた林業従事日数の年間稼働日数

に対する割合は、平均30%で水害の影響で恒常性を欠ききらいがないでもないが、自家労働力配分上、極めて重要なウェイトをもっている。

(33) 馬は平均1.1頭、牛は1.4頭が飼育されている。綿羊の飼育が割合に普及している。

(34) 農器具の所有状況は、共同所有のものを除くと、平均してプラオが1.1台で、ついでバチバチ櫛の1.0、ハローの0.9の順である。

(35) 住宅は一般に坪数が少ないが比較的とのつている。畜舎、物置などは一部を除くと未だ整備されていない。

(36) 肥料の反当り施用量は過磷酸石灰1.0貫、硫酸0.3貫、加里0.2貫、堆厩肥85貫である。

(37) 作付面積の最も大きいのは牧草で平均29.4反、48%であり、牧草を除くと燕麦の平均7.5反、12%が最大である。

飼料作物の作付率は最低46%、最高77%、平均69%である。

(38) 作物の反収は水害の影響で極めて悪い。たとえば大麦1.3俵、小麦0.7俵、裸麦1.4俵、ソバ1.0俵、イナキビ0.6俵、アワ1.0俵、馬鈴薯6.9俵、燕麦1.4俵、ナタネ0.6俵、大豆および小豆は皆無に近い。根菜類が比較的被害が少ないようである。

(39) 商品化率、すなわち総収量に対する販売数量の割合をみるとナタネ99%、アマおよびビート100%である。

(40) 家畜を販売した家は10戸のうち4戸で、うち3戸は牛を販売している。また牛乳販売農家は4戸で、牛と牛乳の両方を販売した農家が3戸あり、畜産物および家畜の販売は、比較的、特定の農家にかたよっているようである。

(41) 農家現金収入の総額は平均224,180円で、そのうち63,150円、28%が林業賃収入で最大であり、耕種収入は平均15,610円、7%で第5位にある。

(42) 林業賃収入と木炭・薪販代を合せると平均92,980円、41%であり、林業収入の農家経済にしめるウェイトは一部を除いて極めて高い。

(43) 耕種、家畜、農業賃労働および農業雑の各収入を合せた農業収入は、平均25%、補助金および保険金収入、その他の賃労働収入、特殊職業臨時収入などを合せたものは平均34%で何れも林業収入の41%に及ばない。

(44) 農家現金支出は平均321,720円で、そのうち61%が生計費であり、ついで家畜支出および耕種支出がそれぞれ15%になっている。

施設費、林業支出、租税などいずれも数%をしめるにすぎない。臨時費は平均5%であるが、個々の農家においてはかなりの高額となる。

(45) 耕種支出は平均43,910円で、そのうち最も多いのでは肥料費の24%で、ついで

種苗費 20%の順である。

(46) 家畜支出は平均 50,120 円で、飼料費が 50%で最も多く、家畜診療代、種付料、予防注射料、装蹄、村有牧場の放牧料などのその他支出が 23%でこれについている。

(47) 林業支出は平均 7,130 円で、器具費 38%、立木代金 37%、販売費 25%の比率である。

(48) 生計費は平均 195,750 円で、そのうち飲食費が 72%をしめ、衣料費 10%のほかは何れも数%に過ぎない。

(49) 農家の現金収支を対照すると、平均で 97,540 円の赤字である。10 戸中 9 戸が赤字となっているが、赤字の共通の原因は水害のために耕種収入が全くないか少ないことに基づく。

(50) 農業のみの現金収支をみると、平均 42,900 円の赤字である。黒字農家は 2 戸のみで、いずれも牛乳および牛の販売により家畜収入の多い農家である。

(51) 貯蓄は平均 8,150 円、負債は政府資金 146,220 円、個人その他よりの負債が 37,650 円である。

(52) 林野の利用は放牧、繫牧を行なっている農家が 10 戸のうち 8 戸、採草を行つたものが 5 戸と比較的よく利用されている。

(53) 薪は 10 戸のうち 4 戸、木炭は 3 戸が販売しており、その数量も比較的多いようである。その他は坑木 15 石、丸太 3 石など原木のまま販売されている。

## 結 言

本開拓地は、地味は比較的良好で、生産力も割合高い。一般に主畜農業経営を行うを有利と考え、その方針で営農がすすめられている。

最近、乳牛は増加の傾向にあるとはいえ、32 戸のうち未だ 13 戸が飼養しておらず、特定農家にかたよっている傾向が見られる。また、農業経営の諸条件も未だ概して不十分である。したがって、経済的に甚だしく不安定の状態にあり、農家経済は極めて弾力性に乏しいものといわねばならない。

なお、昭和 30 年は 8 月に 2 回にわたり洪水にみまわれ、ほとんどの作物が甚大な被害をこうむり、加えて昭和 28、29 年と 2 年にわたり冷害にみまわれ、農産物売却収入は極めて少なく、見るべきものがなかつた。

このように、水害、冷害の影響で農家経済は極めて低い状態にあり、恒常性を欠くきらいがないでもないが、林業ないし林野が農家の生活や営農に対しどのような役割を果たしているかは次の如く要約される。

まず、現金収入の面についてみると、個々の農家によつて異なるが、林業賃労働と薪・木炭採取などの林産物販売による収入は総収入の41%を占め、林業収入の農家経済に占めるウェイトは一部を除いて極めて高い。

開拓者中29年度に冬山造材に従事したものは14名である。これらは農閑期を利用したというよりも、むしろ賃労働収入をあげるためである。30年度は水害による甚大な損害を補うため、既に夏秋季より出稼に従事しているものがかなりある。

次に、自家労働力の配分の上からみると、林業賃労働従事日数と薪採取従事日数とを合せた林業従事日数は、年間稼働日数の30%にあたり、自家労働力配分上重要なウェイトをもっている。

林野の利用状況は放牧、繋牧、採草など比較的良好に利用されている。また、土砂扨止林、防風林により、土地保全や防風効果を通じて営農に役立つことも見逃しえない。

本開拓地は地形の関係上、春季融雪時や夏秋季の大雨に際し、年間2~3回程度の畑地冠水は当分の間免れえないものと考えられる。また、地区の主要な土地面積をしめる泥炭湿地地帯の排水は、当分の間完成しないと道農地開拓部開拓経営課ではのべている。それ故に、大々的な工事が行なわれて水害という災害がとりのぞかれない限り、恒久的な営農形態を設定することは困難である。それまでの暫定的措置としては、概して耐水性の強いゴボウ、甜菜、人参、カブ、馬鈴薯などの根菜類の作付や土地利用区分の変更なども必要であろうが、これと同時に、水源涵養や土地保全のための林地の取扱いを積極的に重視する必要がある。

現在自己配当地内の林相は小径木の散在する程度で、製炭などの原木を国有林、王子造林などの縁故払下げなどに依存しているとはいえ、遠き将来への薪炭材供給に多くを期待しえない。これらのためにも、薪炭林の育成強化など、より一層林業が有機的に経営内部にとり入れられてしかるべきであろう。

## Summary

To understand the degree of intimate connection between agriculture and forestry in farm management on newly developed land, we have already made surveys on the actual states in three areas of which the site conditions are different and have reported the results in the Research Bulletins of College Experiment Forests, Hokkaido University.

As a continuation of these investigations, we have analysed a newly cultivated area "The Sarufutsu-Daiichi-Kaitakuchi" in the northern part of Hokkaido in Nov. 1955.

Many farmers in this area have suffered serious losses in crop harvest from the two floods in August 1955. Moreover, low temperature in recent years has made farmers' economy very bad and unstable.

An outline of the findings is summarized as follows, though it may not exactly indicate the normal states of the farmers' economy.

1. Forestry incomes, that is, total wage incomes from forest labour and cash incomes from the sale of forest products, are equivalent to 41% of whole cash receipts and can be recognized to occupy a very important situation in the farmer's economy.

2. Working days in the forest for obtaining wage and forest products correspond to 30% of total working days in a year.

Namely, it has important weight in distribution of families labour power.

3. Forest lands are utilized comparatively well; as to grazing, grass gathering and charcoal making, etc. But, we should not overlook the fact that forest land is also serving well in farm management through windbreak and erosion control.

Affected by the lay of the land, this area will be inevitably damaged by floods when a heavy rain falls. Accordingly, as long as flood damage is not overcome by engineering work, it is difficult to establish permanent farm operations.

As provisional action at present, it is very important to cultivate root vegetables — potato, turnip and beet, etc. — that have comparatively strong resisting power against high water, and to alter land availing division. But, it is more important to adopt positively forest treatment for water source conservation and erosion control as a part of farm management.

Since the standing timber is now decreasing rapidly, it is very serious to consider how to employ the direct and indirect function of forest lands in farm management in future.